知内町
子ども・子育て支援事業計画

第3期

2025～2029年
（令和7年～令和11年度）

知内町

第３期知内町子ども･子育て支援事業計画

目次

第１章　計画の策定にあたって 1

１．子ども・子育て支援事業計画とは 1
２．計画の期間 2
３．計画の策定体制 3
４．計画策定のためのニーズ調査 4
５．知内町の子ども・子育て環境の現状と第２期計画の実績 4

第２章　目指す子育て環境 11

１．計画の基本理念 11
２．施策体系 12

第３章　基本目標と具体的な施策 13

基本目標１．地域における子育ての支援 13
基本目標２．子育て家庭の健康の確保および増進 17
基本目標３．子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 20
基本目標４．安全で快適な生活環境の整備 23
基本目標５．支援を必要とする子ども・若者や家庭の支援 25

第４章　計画の基本的事項 27

１．子ども・子育て支援制度の概要 27
２．教育・保育の提供体制 27
３．地域子ども・子育て支援事業の提供体制 30

第５章　計画を実行するための取組 38

１．計画を実行するための協力体制 38
２．実行するための点検・評価 38

子ども･子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要 39

１．調査の概要 39

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

第1章　計画の策定にあたって

1. 子ども･子育て支援事業計画とは

（1）計画策定の趣旨

知内町では、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、平成 27 年度からスタートした「知内町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 1 期計画」という）は平成 31 年度で計画期間が満了しました。

子ども・子育て支援法のねらいは、「すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な保育を提供すること」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

第１期計画では、幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業の実施を目的に施策を掲げ、推進してきました。

また、第 2 期計画では、「子どもの貧困対策」を「知内町子ども・子育て支援事業計画」に包含し、第１期計画での施策・確保の方策を継承並びに発展させ、本町の切れ目のない子ども・子育て支援をさらに推進してきました。

国においては、令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行され、同年 12 月に、同法に基づいた「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定されたほか、令和 6 年 4 月に、児童福祉法が改正されるなど、子ども施策に関する基本的な方針等が定められました。

このような状況のなか、児童福祉法の改正に伴う新事業を踏まえつつ、第 3 期計画を策定します。

（2）計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、基本指針に則して 5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）並びに、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「新・放課後子ども総合プラン」行動計画として、位置付けています。また、「知内町まちづくり総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、関係する諸計画との調和と整合性を図り策定するものです。

根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
市町村計画	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画
性格特徴	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○子ども・子育て支援に係る分野別行動計画 ・地域における子育て支援 ・親子の健康の確保 ・教育環境の整備 ・子育ての居住環境の確保 ・仕事と家庭の両立	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者のニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 ○予算の恒久的確保を前提としての対応事業のメニュー化

一体的に施策

第 3 期知内町子ども・子育て支援事業計画

2. 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める 5 年間とし、令和 7 年度から令和 11 年度までとします。ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行なうものとします。

R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
第 2 期知内町子ども・子育て支援事業計画								
	評価 策定	第 3 期知内町子ども・子育て支援事業計画						
						評価 策定	次期知内町子ども・子育て支援事業計画	

3. 計画の策定体制

第 1 期計画、第 2 期計画共に、知内町子ども・子育て会議で、委員の意見を聴取し策定しました。

子ども・子育て会議の委員は、子育て支援事業に関わる機関の代表者、子育てに関する学識経験者のほか、子育て中の保護者で構成されています。

会議では、計画策定にあたっての具体的な協議・検討のほか、アンケート調査の結果など広く町民の方の意見を参考にして審議することができました。

第 3 期計画においても、これまでの計画内容を引き継ぎ、計画内容の見直し、改定を行います。

（1）知内町子ども・子育て会議の設置

「子ども・子育て支援法」第 72 条第 1 項に基づき、合議制の機関として「知内町子ども・子育て会議」を設置しています。（知内町子ども・子育て会議条例）

（2）町民意向の把握

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎資料の収集を目的にアンケート調査を実施しました。

○調査対象：1. 就学前児童の保護者 67 世帯
　　2. 小学生児童の保護者 90 世帯
○調査期間：紙媒体　　令和 6 年 12 月 9 日～12 月 25 日
　　Google フォーム　令和 6 年 12 月 9 日～12 月 30 日
○調査方法：Google フォーム、郵送、又は小学校・認定こども園により配布及び回収

種別	対象世帯数	回収数	回収率
就学前児童	67	38	56.7%
小学生児童	90	63	70.0%

4. 計画策定のためのニーズ調査

第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定にあたって、事業の利用状況と今後の意向を把握するため、令和 6 年 12 月小学校 6 年生以下のお子さんがいるすべての家庭を対象にアンケート調査を実施し、約 6 割の回答をいただきました。

回答いただいた調査票には、設問に対する回答のほか多くの自由記述による意見等が寄せられ、これらの調査結果と意見等を基に事業計画を策定するとともに、今後の事業運営に役立ててまいります。また、調査ではお子さんに回答いただく設問も設定し、ご回答いただいたことから、町の子どもたちの生の声を大切に施策に反映させていきます。

アンケート調査の詳細については、後述する「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要」を参照してください。

5. 知内町の子ども･子育て環境の現状と第 2 期計画の実績

（1）人口の動向

国勢調査による人口は、昭和 30 年の 9,735 人をピークに年々減少し、年齢別人口構成では、65 歳以上の人口比率が増加しています。第 1 期計画策定時（H27）と現在（R7）の人口構成を比べると、総人口は 853 人減少しており、年齢構成の 0 歳～14 歳までの人口は 233 人減少、65 歳以上の人口は 41 人増加し、さらに少子高齢化が進んでいる状況です。

◆人口・世帯数の推移

区分	人口			世帯数
年	総数	男	女	
平成 12 年	5,832 人	2,770 人	3,062 人	2,110 世帯
平成 17 年	5,447 人	2,628 人	2,819 人	2,050 世帯
平成 22 年	5,074 人	2,461 人	2,613 人	2,009 世帯
平成 27 年	4,653 人	2,306 人	2,347 人	2,003 世帯
令和 2 年	4,167 人	2,060 人	2,107 人	1,868 世帯
令和 7 年	3,800 人	1,869 人	1,931 人	1,981 世帯

※国勢調査。令和 7 年は 1 月末現在の住民基本台帳

◆年齢別人口構成の推移（3 区分）

区分	総数	0～14 歳	15 歳～64 歳	65 歳以上
平成 12 年	5,832 人	890 人(15,3%)	3,596 人(61.7%)	1,346 人(23.1%)
平成 17 年	5,447 人	751 人(13.8%)	3,242 人(59.5%)	1,454 人(26.7%)
平成 22 年	5,074 人	636 人(12.5%)	2,936 人(57.9%)	1,502 人(29.6%)
平成 27 年	4,653 人	508 人(10.9%)	2,553 人(54.9%)	1,592 人(34.2%)
令和 2 年	4,167 人	357 人(8.6%)	2,160 人(51.8%)	1,650 人(39.6%)
令和 7 年	3,800 人	275 人(7.2%)	1,892 人(49.8%)	1,633 人(43.0%)

※国勢調査。令和 7 年は 1 月末現在の住民基本台帳

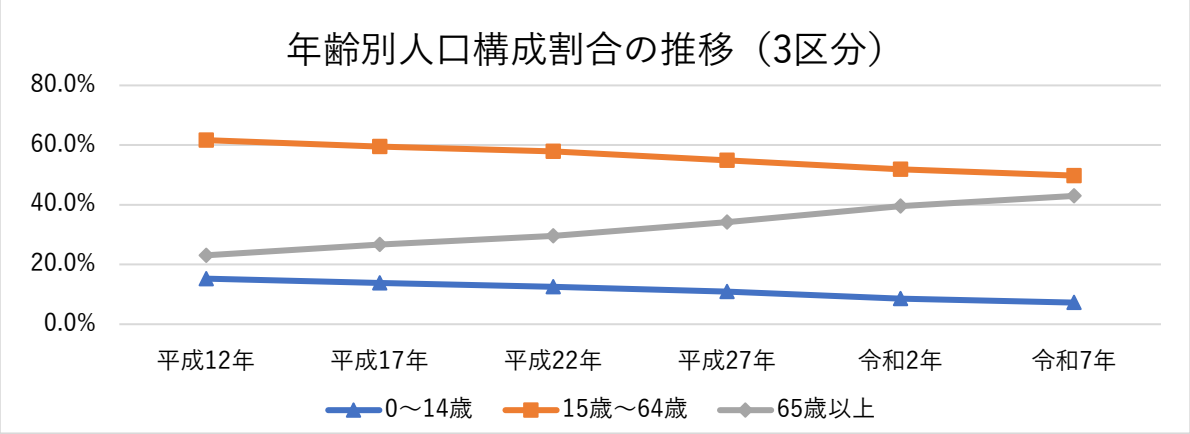

※国勢調査。令和 7 年は 1 月末現在の住民基本台帳

（2）児童人口の推移

0 歳児～5 歳児の推移を見ると、全体的に児童数が減少しています。平成 30 年と令和 6 年を比較すると、1 歳児以外は減少しており、2 歳児と 3 歳児が最も減少しています。

次に、6 歳児～11 歳児の推移を見ると、0 歳児～5 歳児と同様に児童数が減少しています。平成 30 年と令和 6 年を比較すると、全ての年齢層で減少しており、7 歳児が最も減少しています。

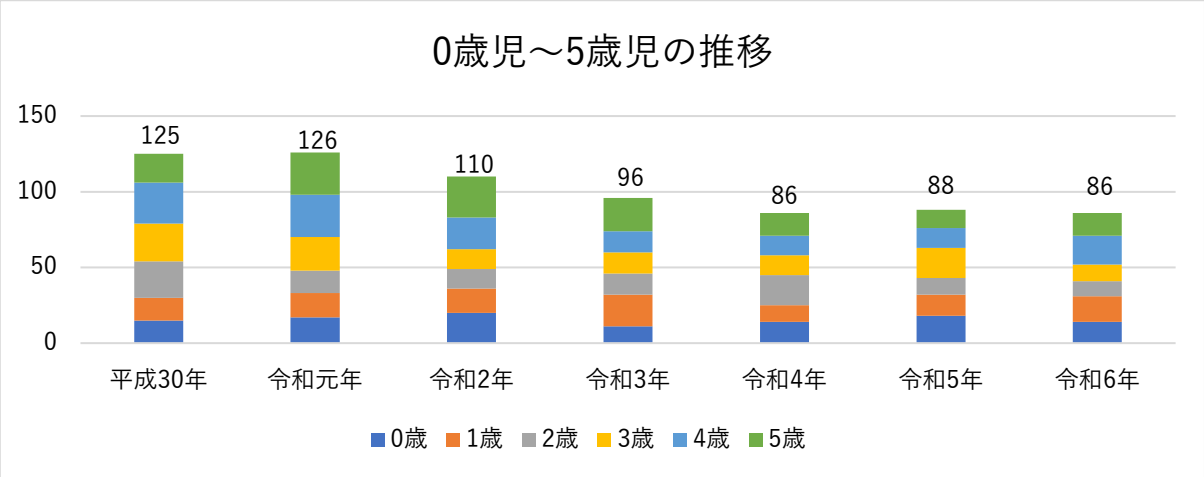

※住民基本台帳　4 月 1 日現在

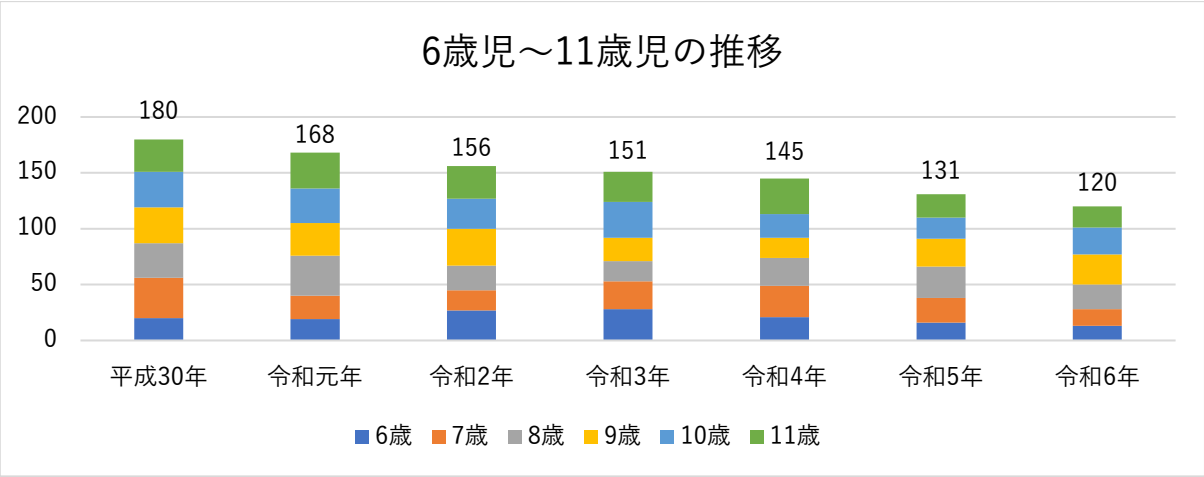

※住民基本台帳　4 月 1 日現在

（３）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（ベイズ推定値：観測データ以外にも対象に関する情報を考慮し反映）は、5 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に生む子どもの数を示しています。

これまで本町の合計特殊出生率は、全国平均及び北海道平均を上回っていましたが、直近では、全国で 1.33、北海道で 1.21、本町は 1.25 であり、比較結果を見ると本町は全国より低く、北海道より高い割合となっています。

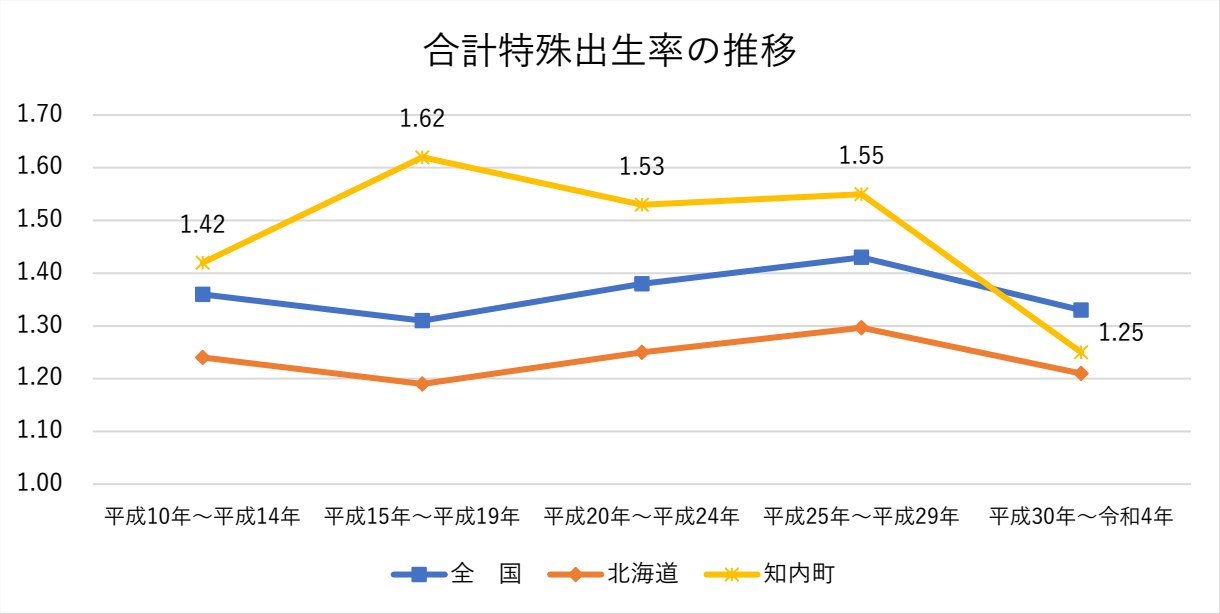

※厚生労働省　人口動態保健所・市区町村別統計の概況

（４）女性の就業状況

本町の女性の就業率についは、平成 27 年の 49.8%をピークに令和 2 年では 48.1%となっており、15 歳以上の約半数が就業状態であるという結果となっています。

今回、本町が小学校 6 年生以下のお子さんがいる全ての世帯へ実施したアンケート調査では、8 割以上の母親が就業しており、今後もこの傾向が続くものと考えられます。

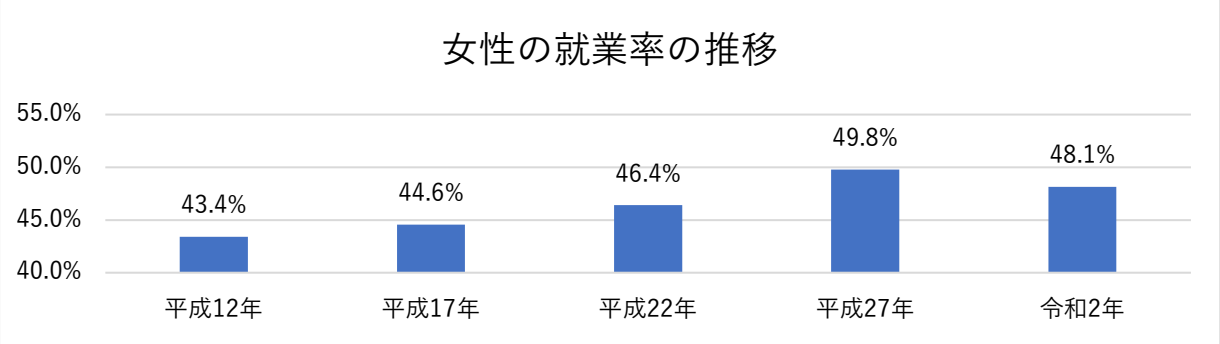

※国勢調査から試算

（５）第 2 期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと実績

①教育・保育事業の状況

認定区分によっては、量の見込みを超える年度があり、特に、2 号認定と 1・2 歳の 3 号認定の子どもが見込みより多く認定されています。

今後も同様なことが考えられるため、第 3 期計画では、2 号認定と 1・2 歳の 3 号認定の教育・保育の確保方策に反映させたいと思います。

◆認定区分ごとの教育・保育の量の見込み　（単位：人）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号認定		18	15	15	14	16
2 号認定		46	34	27	32	31
3 号認定	0 歳	6	6	6	6	6
	1・2 歳	16	19	19	19	19
量の見込み計		86	74	67	71	72

◆認定区分ごとの教育・保育の実績　（単位：人）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号認定		20	12	5	3	5
2 号認定		41	36	35	41	40
3 号認定	0 歳	2	3	4	4	1
	1・2 歳	18	22	23	15	22
実績計		81	73	67	63	68

※実績は各年 4 月 1 日現在

令和 5 年度までは待機児童がなく、先生の人員調整等で確保方策と同数またはそれ以上の児童を受け入れることができていました。令和 6 年度は人員不足等により確保方策を下回る人数の受入しかできていない状況ですが、認定こども園とも年度初めより協議を重ね、待機児童の解消に向けて動いており、1 月以降、徐々に待機児童が減少しています。

◆認定区分ごとの教育・保育の確保方策見込み　（単位：人）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号認定		85	85	20	20	20
2 号認定		64	64	34	34	34
3 号認定	0 歳	6	6	6	6	6
	1・2 歳	20	20	20	20	20
確保方策		175	175	80	80	80

◆認定区分ごとの教育・保育の確保方策実績　（単位：人）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号認定		85	85	20	20	20
2 号認定		64	64	34	34	34
3 号認定	6	6	6	6	6	6
	20	20	20	20	20	20
確保方策		175	175	80	80	80

※実績は各年 4 月 1 日現在

②地域子ども子育て支援事業の状況

●放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が昼間家にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。全ての年度において、量の見込みや確保方策の範囲内で推移しており、今後も事業を継続していきます。

◆放課後児童健全育成事業の量の見込みと実績　（単位：人）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	低学年	41	43	45	37	31
	高学年	15	13	10	12	14
	計	56	56	55	49	45
確保方策	登録児童数	60	60	60	50	50
	平均利用児童数	30	30	30	25	25
実績値	低学年	42	32	33	28	28
	高学年	11	11	12	10	11
	計	53	43	45	38	39

※実績は各年 4 月 1 日現在

●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業は、新生児の居る家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育環境の把握、相談等を行う事業です。

母子１組にあたり、新生児期とその後 1 か月後の計 2 回の訪問を原則実施しています。里帰り等で在町していないケースは 1 回、新生児が入院しているケースは産婦のみ訪問しているなどありますが、全件実施しています。

令和 4 年度以外は、量の見込みや確保方策の範囲内で推移しており、今後も事業を継続していきます。

◆乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと実績

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（出生児：人）		15	15	15	15	15
確保方策	保健師訪問	20	20	20	20	20
実績値（出生児：人）		13	14	16	14	-

※実績は年度末時点

●地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、親子の交流の場を開設し、子育てについての相談、指導を行う事業です。

子育てサロンや育児サークル活動の支援、保健師による育児教室や子育て相談会などの各種事業を実施し、地域の子育て機能の充実を図っています。

令和 4 年度以降は、量の見込を実績値が上回っている状況ですので、第 3 期計画においては、量の見込みの見直しを行います。

◆地域子育て支援拠点事業の量の見込みと実績

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（月：人）	80	80	80	80	80
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績値（月：人）	52	77	116	142	-

※実績は年度末時点

●一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を実施する事業です。

令和 5 年度までは利用希望者を受け入れできていましたが、令和 6 年度については認定こども園で待機児童が発生していたため、一時預かりとして乳幼児を受け入れることは困難でした。

アンケート調査結果をみると、今後も利用希望はあるため、町として類似事業を実施できないか検討を進めていきます。

◆一時預かり事業の量の見込みと実績

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（年間：人）		24	24	24	24	24
確保方策	保育園	24	24			
	認定こども園			24	24	24
実績値（年間：人）		0	0	0	8	-

※実績は年度末時点

●妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊娠期間中の一般検査、超音波検査、精密検査などを助成する事業です。実績値からは利用者の数は減少していますが、量の見込みを上回っている状況です。

妊婦健康診査は、妊婦さんとお腹の赤ちゃんの健康状態を確認し、母体の健康を守るための病気を早期に発見し対応するために非常に重要な事業であり、今後も事業を継続していきます。

◆妊婦健康診査事業の量の見込みと実績

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（年間：人）		15	15	15	15	15
確保方策	健診受診票受付	20	20	20	20	20
実績値（年間：人）		25	26	23	19	-

※実績は年度末時点

第2章　目指す子育て環境

1. 計画の基本理念

笑顔とあたたかさで輝く未来へ
共に育つまち　しりうち

私たちは、すべての子どもが笑顔で成長できる環境を整え、地域全体でその成長を支えることを目指します。子どもたちの笑顔は、家庭や地域、学校が一体となって育むものです。私たちは、以下の 3 つの柱を大切にします。

１．笑顔の創出

子どもたちが安心して過ごせる環境を提供し、笑顔があふれる場を作ります。大人たちも笑顔で接することで、子どもたちにポジティブな影響を与えます。

２．みんなで支える

家庭、地域、教育機関が連携し、子どもたちの成長を共に支え合います。多様な人々が協力し、子どもたちの可能性を広げるためのネットワークを築きます。

３．育つ育てる

子どもたちが自らの力で成長できるよう、学びや遊びを通じて経験を積む機会を提供します。また、子どもたちが他者を思いやり、共に育つ喜びを感じられるような教育を行います。

2. 施策体系

【基本理念】	【基本目標】	【施策の基本的方向性】
笑顔とあたたかさで輝く未来へ　共に育つまち　しりうち	**基本目標 1** 地域における子育ての支援	①保育・子育て支援サービスの充実 ②子育て家庭への経済的支援 ③地域の子育て支援のネットワークづくり ④子どもの健全育成
	基本目標 2 子育て家庭の健康の確保および増進	①母子保健の充実と包括的な切れ目のない支援 ②食育の推進 ③小児医療の充実
	基本目標 3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	①家庭、地域、学校の連動した教育の充実 ②家庭や地域の教育力の向上 ③いじめ・不登校などへの取組
	基本目標 4 安全で快適な生活環境の整備	①子どもの遊び場の充実 ②安全・安心なまちづくりの推進
	基本目標 5 支援を必要とする子ども・若者や家庭の支援	①相談支援体制の強化 ②発達・療育への支援、障がい児施策の充実 ③ひとり親世帯等への支援 ④児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援

第3章　基本目標と具体的な施策

基本目標1．地域における子育ての支援

（１）現状と課題

本町では共働き世帯が増加しており、それに伴い認定こども園への入園や一時預かりの需要も増加しています。しかし、職員不足等により、待機児童や一時預かりサービスの需要に応えることが難しく、職員の充足や代替案の検討が必要です。ファミリー・サポート・センター事業の実施についても以前より検討を進めていますが、担い手確保等の課題があることから実施には至っていません。引き続き地域で助け合いながら子育てができる体制の整備に努めます。

また、共働き世帯が増加する本町においては、気軽に子育てに関する相談ができる環境や、学校、認定こども園、家庭が連携した子育て支援のネットワークの構築が不可欠であり、子育て世帯が負担を抱えない環境づくりが重要です。

（２）重点施策

①認定こども園の受け入れ体制の強化（待機児童の解消）

令和 5 年度までは待機児童がなく、職員の人員調整等で確保方策と同数またはそれ以上の児童を受け入れることができていました。

しかし、令和 6 年度は人員不足により確保方策を下回る人数の受入しかできていない状況となっていることから、待機児童の解消に向けて、認定こども園の受け入れ体制の強化を図ります。

定員またはそれ以上の児童の受け入れ可能な保育士数、保育スペースの確保について認定こども園と連携、協議を重ね、待機児童の解消に繋げていきます。

②一時預かりサービスの充実

一時預かり事業については、認定こども園で実施しており、令和 5 年度までは利用希望者を受け入れできていましたが、令和 6 年度については待機児童が発生していることから、一時預かりとして乳幼児を受け入れることは困難となりました。このような状況を踏まえ、一時預かりサービスの充実を目指します。

認定こども園での受け入れができない状況が続く場合の代案の検討とサービス提供体制確保を推進していきます。具体的には、一時預かり実施日を決め臨時保育士を派遣、町でサービスを実施するなどが考えられます。

（３）施策の基本的方向性、内容

①保育・子育て支援サービスの充実

認定こども園、放課後児童クラブなどを拠点に、子育て中の親の多様な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子育て家庭が安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めます。

事業	内容
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、保健師による家庭訪問（新生児訪問）を実施し、身体や精神面での相談を受ける等、母性及び乳児の健康保持及び増進を図ります。今後も、身近なところでの相談支援や見守りの実施体制の構築に取り組みます。
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要である家庭に訪問し、養育の安定や改善を図り、健やかな子どもの育成、虐待の予防につながるよう支援します。令和 8 年に設置予定のこども家庭センターで支援対象家庭の把握や支援体制について検討していきます。
子育て支援拠点事業 （子育てサロン）	認定こども園内に子育てサロンを開設しており、継続して子育てについての相談や情報提供等を実施します。サロンには保育士が常駐しており、お子さんの遊びのお手伝いや支援を行っています。地域の親子が気軽に集って語り合える交流の場となっており、繰り返し利用してもらえるよう、引き続き安心して過ごせる環境や相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
通常保育事業	保護者が就労している等、保育を必要とする乳幼児を認定こども園で受け入れ、家庭や地域社会と連携をとりながら乳幼児の健全な心身の発達を図ります。認定こども園において、 6 か月児から 5 歳児の受け入れを実施しています。（令和 4 年に町内にあった幼稚園と保育園が 1 つとなり、しりうち認定こども園となりました） ※保育時間：7 時 30 分から 18 時 30 分
延長保育事業	既に認定こども園に入園している園児が認定されている保育時間を超えて保育を利用する事業です。引き続き安心して子どもを預けられる体制づくりに努めます。
休日保育、夜間保育、病児・病後児保育	休日、夜間、病児・病後児保育は実施していませんが、今後もニーズの把握に努め、必要な時に必要な支援が受けられるよう事業の実施を検討していきます。
一時預かり事業	保護者の一時的な就労や病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子ども（未就園児）を、認定こども園で受け入れ、保育を行っています。町では時期等により一時預かりの受け入れが困難な場合の対応について協議を実施し、保護者ニーズに添った事業の実施を進めていきます。
こども誰でも通園制度の 制度化	保護者の就労状況に関係なく、誰でも時間単位で子どもを預けられる新たな通園制度で、令和 8 年度からの本格実施に向け準備を進めます。
認定こども園施設の整備	認定こども園の必要な整備を行い、良好な保育、教育環境の整備と維持に努めます。

②子育て家庭への経済的支援

これまでの子育て家庭に対する各種施策を引き続き実施するとともに、経済的支援の充実を図ります。

事業	内容
児童手当給付事業	子育て家庭の経済的支援をすることにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的に、高校生年代までの子どもを養育する保護者に対して手当を支給します。
児童扶養手当給付事業	18 歳到達年度末までの児童（児童に障がいのある場合は 20 歳未満まで）を養育するひとり親家庭の保護者等に手当を支給します。
特別児童扶養手当給付事業	精神または身体に重度または中度の障がいのある 20 歳未満の児童の福祉向上を目的とし、養育している保護者に手当を支給します。
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して援助をして、就学の環境を整えます。（学用品及び通学用品費・新入学児童生徒学用品費等）（但し、知内町教育費無償化事業から支給される場合を除きます。※教育費無償化事業との差額支給）
妊婦のための支援給付	妊娠確定時と、その後妊娠している子どもの人数に応じて給付金を支給します。
子ども医療費助成制度	高校生年代までの保険診療に係る医療費を全額助成します。また、医療機関を対象に現物給付を行い利便性の向上に努めます。
未熟児養育医療給付	出生時体重が 2,000g 以下等の未熟児であって、医師が入院養育が必要と認めた場合に、その養育に必要な医療の給付を行います。
出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度で同様の給付を受けられる場合を除く）、出生児一子につき一時金を支給します。
子育て支援交付金	知内町の次代を担う健康な子どもの誕生を祝い、出生児の健康と健やかな成長を願って、児童福祉の増進と合せて交通安全対策の推進を図ることを目的とした交付金です。出生児と保護者（扶養義務者）が知内町の住民基本台帳に記録されており、出産時に保護者が引き続き 3 か月以上居住していることが条件となります。
学校給食無償化事業	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼児から中学生まで給食費の無償化を実現しています。
幼児教育・保育の無償化	子育てに係る保護者の経済的な負担を緩和し、安心して子育てができるまちづくりを実現するため、令和 5 年 4 月より、世帯の所得などに関係なく、国の無償化の対象とならない子ども（0～2 歳までの全ての世帯）の保育料を無償としています。
知内町教育費無償化事業	小学校入学準備金支給事業、教材費等支給事業、中学校制服等購入費支給事業、高等学校等進学応援給付金支給事業等、保護者の負担軽減を目的とした様々な経済的支援に取り組んでいます。

③地域の子育て支援のネットワークづくり

町、学校や認定こども園、警察、自治会、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を作ります。

事業	内容
ネットワークづくり	庁内の関係各課と連携し、子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供・収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。
子育て支援の啓発活動	地域全体で子育てしようとする意識啓発に努めます。時代に合った教育・保育を知る機会の設定や、児童数の減少を踏まえた活動内容等を検討していきます。
子育て情報の提供	地域の中で子育て支援に関わっている関係機関や団体等と連携して、地域の子育て支援に関する情報を収集します。その情報を、子育て家庭が気軽に入手できるよう、ホームページやSNS、広報紙等を活用した情報発信体制の整備に努めます。
世代間交流活動	高齢者と子どもたちが、様々な機会を通して交流することで、子どもたちの探求心や活力を育てます。
職業生活と家庭生活の両立に係る普及・啓発活動の実施	生活バランスに悩む子育て世代が、性別等に関わらず、協力しながら職業生活と家庭生活を両立できる社会を目指し、講演会や意見交換会等の実施を検討します。また情報提供を行う等、普及・啓発活動にも努めます。

④子どもの健全育成

子どもが心身ともに健やかに成長し、社会的適応能力を高め、自己実現を図るために必要な環境整備や教育、支援を行います。

事業	内容
子ども会育成会事業	地域子ども会並びに育成会の連絡調整を図り、地域子ども会の発展向上と、子どもの健全育成に寄与します。 子ども会対抗スポーツ大会や芸術鑑賞事業などを行います。また、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むため、ボランティア活動に参加します。
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	複合施設遊泳館で保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、生活の場や遊びを提供し、健全な育成を図ります。 学校課業日：授業終了後から 17 時 30 分 学校休業日：8 時から 17 時 30 分 土曜日 ：8 時から 17 時
放課後子ども教室	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図ります。

基本目標2. 子育て家庭の健康の確保および増進

（１）現状と課題

小児医療は北海道全域において、医師確保が喫緊の課題であります。

知内町でも町内に小児科が無いため、町外の医療機関を利用しなければならない状況であり、小児医療の充実が課題となっています。

また、子育てをする上での不安や悩みについて、アンケート調査結果では、子どもや親自身の健康や病気のほか、子どもの発達・発育等に不安や悩みを抱えている世帯が多く、育児に関する相談対応や子どもや親の心身のケアが求められています。

（２）重点施策

①小児医療体制の充実

アンケート調査結果から、小児科を中心とした医療機関の充実を求めている子育て世帯は多く、対応策が求められていることから、小児救急医療体制の充実を重点施策とします。

オンライン診療の導入検討、近隣市町村の病院にて開設している小児科の診療日、時間の増加の依頼を行っていきます。

（３）施策の基本的方向性、内容

①母子保健の充実と包括的な切れ目のない支援

アンケート調査結果からは、子育てをする上での不安や悩みとして、「子どもの病気や発達・発育に関すること」「子育てに対するストレスや体の疲れに関すること」と回答した世帯が多かったことから、子どもや親の健康等に関わる各種健診や訪問指導、相談などを実施し、健康確保・増進を図ります。保健センターとこども発達支援センターが連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めます。

事業	内容
不妊治療費助成事業	特定不妊、一般不妊治療に加え、先進不妊治療に係る費用の一部を助成します。
母子健康手帳交付	妊娠期より、保健師等の相談機関を知ってもらい安心して出産・育児ができるよう、また健康管理に努められるよう、母子健康手帳を交付し相談を受け、必要な支援をします。
妊産婦健康診査の費用の助成	母子保健法に基づき、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦および産婦健康診査に係る費用を助成します。
妊産婦安心出産支援事業	妊産婦健診と出産に係る産科医療機関までの交通費の一部を助成します。
産後ケア事業の実施	町外施設と連携し、産後ケア事業を実施します。医療機関での短期入所で、助産師等から育児のアドバイスやケアを受けられる産後ケア事業を提供します。

事業	内容
乳児健康診査の実施	母子保健法に基づき、1か月児は医療機関での個別健診、4・7・10・12か月児を対象とした集団健診（小児科医師の診察、身体計測、保健指導・栄養指導等）を実施するとともに、アンケート等で確認し、虐待の予防や早期発見、育児不安の解消に努めます。
幼児健康診査の実施	母子保健法に基づき1歳6か月児、3歳児、5歳児の健康診査を実施します。健康診査では、小児科医師の診察、歯科検診、身体計測のほか、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等による指導・相談支援を行い、成長発達等の確認をします。
歯科保健の実施	歯科医師、歯科衛生士による歯科検診およびフッ素塗布、歯磨き指導、認定こども園、小・中学校でのフッ化物洗口を行い、う歯保有率の減少と健康な歯づくりを進めます。
新生児聴覚検査事業	生後 1 か月までの赤ちゃんを対象に、新生児聴覚検査の初回検査料を全額助成しています。
育児相談の実施	乳幼児の保護者を対象に、希望者への電話や来所での相談を行います。また、子育てサロンで相談日を月 1 回設定し、相談を行います。
のびのび教室	1 歳から就園前の幼児と保護者を対象に、親子がふれあい、季節の行事や遊びを体験でき、子ども・親同士が交流できる場として実施します。
新入学児童健康診断、児童生徒の健康診断の実施	小学校に入学する児童の健康診断を行い、入学に当たっての健康指導や入学後の保健指導などにつなげます。また、学齢ごとに対象の児童生徒について、次のとおり検診を行います。 ・結核検診 ・耳鼻科検診 ・尿検査 ・歯科検診 ・眼科検診 ・心電図検査 ・内科検診
こども発達支援センター事業	各種健診・相談等において発達の経過観察が必要な乳幼児や、育児不安を抱える保護者等を対象として、個別相談や療育等への指導を行い支援していきます。
子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業	小児の感染予防及び重症化予防のため、高校生までの子どものインフルエンザ予防接種の助成を行います。

②食育の推進

成長段階や理解度に応じ、さまざまな学習の機会を適切に捉えて「食」に関する知識と選択する力を育成するための指導・啓発に努め、小・中学校では給食において、食事の正しい理解と望ましい食習慣を養います。

事業	内容
食育推進事業	小学校や地元農家・漁師と連携し、子どもたちが食育を学び、地産地消、食の大切さを体験できる機会として実施します。
離乳食相談	離乳食期における栄養等の相談・指導を保健センターおよび子育てサロン等にて、管理栄養士が実施します。
キッズ食育教室	１歳から就園前の幼児と保護者を対象に親子で食育に触れ、体験できる機会として実施します。

③小児医療の充実

近隣市町村の病院と連携を図り、小児医療の充実を図ります。

事業	内容
小児医療体制の確保	子育て世代が子どもの病気、けがや成長発達に対しての相談、受診がタイムリーかつ安心して行える環境づくり（オンライン診療・相談、乳幼児健診でのフォロー等）を目指します。
妊婦安心「ホッ」とサポート	出産できる医療機関が近くにないため知内消防署と連携し、妊婦さんの出産に関する情報を事前に登録することで、急な激しい腹痛や出血、出産の兆候などの緊急時における対応を円滑に行い、出産を予定している医療機関等へ搬送します。
予防接種の実施	予防接種法に基づき、感染のおそれのある病気の発生と蔓延予防のため、五種混合・BCG・麻しん風しん混合・小児肺炎球菌・二種混合等の予防接種を実施します。また、定期予防接種は継続して無料で実施します。

基本目標3. 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）現状と課題

子どもの個々の能力、理解度を把握しながら、発達段階に応じた学力向上に努めるとともに、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育む教育が求められています。

アンケート調査結果からは、子育てをする上での不安や悩みとして、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）」に関することと回答した世帯が多かったことからいじめ防止、不登校の子どもへの支援を継続して行います。

（２）重点施策

①家庭や地域の教育力の向上

アンケート調査結果からは、子育てのために特に充実してほしいこととして、「教育環境の充実」が多く意見としてあったことから、家庭や地域の教育力の向上を重点施策とします。

家庭教育は、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけさせ、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っていますが、しつけや思いやりの心情を育てることが困難な家庭が増えています。

一方、子どもたちは学校を離れても、地域の中で多くの人と出会い、自然とふれあい、さまざまな体験を重ねるなかで、豊かな感性や行動力を育んできました。

しかし、そうした機会が減少し、地域も子どもを育てる力をなくしつつあります。

こうしたことから、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力のさらなる向上が求められています。

（３）施策の基本的方向性、内容

①家庭、地域、教育機関の連動した教育の充実

認定こども園と小学校が連動して子どもの教育課題と実態を把握し、教育に繋げていきます。

また、子どもに多様な体験の機会を提供するとともに、世代間交流の促進にも努めます。

事業	内容
学校教育の充実	子どもが主語となる授業改革を通じて学力向上に取り組むとともに、地域の教育資源を活用した学習活動の充実を図ります。
ICT を活用した学力向上対策	国の「GIGA スクール構想」のもと、1 人 1 台端末とクラウド環境を活用した指導方法の改善充実を図ります。
特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を整備するとともに、関係機関との緊密な連携のもと、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実を図ります。
認定こども園と小学校の連携強化	認定こども園と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて交流を行い、一貫した教育への連携を強化します。認定こども園園児の小学校訪問や職員同士の交流を深め、切れ目のない教育、保育に努めます。
教職員・相談員等の資質・能力向上対策の推進	職員の資質と専門性、知識・技術の向上を図るため、研修等を充実します。研修実施、職員会議、人事面談等を通じて、職場全体の意識、職員個人の主体的なコンプライアンスへの意識を高めていきます。
公民館事業	町民が楽しめる事業を企画・開催し、教養の向上、健康の増進、豊かな情操を培う機会の充実を図ります。 幼児、青少年、成人、高齢者の全年齢層を対象として、人づくりやつながりづくりに資する講座を企画していきます。
英語教育の推進	外国語指導助手（ALT）を活用して、小中高の全ての英語授業への配置と認定こども園への日常的な派遣により、英語活動の充実を図ります。

②家庭や地域の教育力の向上

教育講演会を開催し、親子の絆・子どもの人間形成などを主眼において、子育てを支援します。

また、地域の子育て力を向上させるために、学校と地域の交流拡大、地域で子育てを終えた人たちや高齢者の協力等、地域の人材の活用に努めます。

事業	内容
地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進、地域社会からの支援・協力を得て、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体となって、学校が抱える教育課題に対処していきます。
教育講演会	家庭教育力の向上を図るため家庭や親の役割について考える講演会を企画・実施します。今後もニーズに沿ったテーマ設定や周知方法を検討していきます。 （PTA、子ども会育成会、町教育委員会、青少年育成推進指導員と共催）
ブックスタート事業	絵本を介した親子の触れ合いを推進し、言葉や気持ちを通わせながら楽しい時間を過ごすことで、子どもの心の健やかな成長を支援するとともに、家庭での読書習慣化のきっかけをつくります。

③いじめ・不登校などへの取組

家庭、学校、地域が連携を密にするとともに、関係機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを行う体制づくりを充実します。

事業	内容
スクールカウンセラーの配置	教育委員会にスクールカウンセラーを配置し、個別カウンセリングや教職員・保護者との連携など幅広いサポートによって、よりきめ細やかな支援体制を整えていきます。
有害情報やいじめに対する環境対策事業	生徒指導の中で、インターネット上の有害情報やいじめ防止に関しての指導を強化します。スクールカウンセラーにより、生徒、教諭、保護者の相談に応じ、支援していきます。PTA の会合や講演会、会報等で保護者向けに情報提供及び防止に向けた啓発を継続して実施します。

基本目標4. 安全で快適な生活環境の整備

（１）現状と課題

放課後の時間は、子どもが基本的な生活習慣や異年齢児等との関わりなどを通じて社会性を養い、発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場としていく必要があります。

このため、家庭や地域が相互に連携しながら、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに、居場所や遊び場の整備、親同士の交流・仲間づくりが行えるような機会の提供が求められています。

本町は、家の近くに遊び場がない、歩道がないところがあって子どもだけでは行きにくいなど子どもの遊び場についての環境整備に関する課題があり、通学路や遊び場までの安全の確保が必要です。

子どもの安全確保等の観点からは、公共施設へのユニバーサルデザインの導入、安全な歩道の確保など、使いやすく、安全・安心な町づくりを推進します。

（２）重点施策

①子どもの遊び場の環境整備、充実

アンケート調査結果からは、子どもの遊び場が不足しているといった意見が多くあったことから、地域の特性に応じた公園等の整備や確保について検討をしていきます。

アンケート調査では、子ども自身が回答する設問を設け、子どもから多くの意見が寄せられました。

子どもからの意見では、安全で多様な遊具を備えた、子どもたちが楽しめる場所をもっと提供してほしいという意見が多くありました。

こうした子どもの意見を参考として、古くなった遊具の入れ替え等の環境整備、不足していると言われる子どもの遊び場、居場所づくりの充実を図ります。

（３）施策の基本的方向性、内容

①子どもの遊び場の充実

子どもたちが健やかに成長できるよう、既存公園等の充実、利用促進を図ります。

事業	内容
安全で安心な遊び場づくり	既存公園等の維持管理の充実や改善などにより身近な遊び場を充実するとともに、地域の特性に応じた公園等の整備を行います。

②安全・安心なまちづくりの推進

小さな子どもから若者まで、誰もが安心して健やかに暮らすことができるよう、安全管理対策や関係者への支援の徹底、こどもが事故や事件に巻き込まれないよう、安全な道路環境整備や見守り等の安全確保体制の構築など、安全・安心なまちづくりを推進します。

事業	内容
通学路の安全確保	子どもや子ども連れの人の安全な通行を確保するため、道路診断を実施し、歩道整備や冬期除排雪対策の充実に努めます。
道路・公共施設のバリアフリー推進	歩道と車道の段差解消、安全な公園・広場づくり、公共施設のバリアフリー化を進めます。
登下校時の子どもの安全確保	学校や地域、保護者が協力して登下校時の見守りや巡回等を行い、子どもの安全を確保します。
交通安全広報の推進	道路交通のマナー向上のために、年間を通して広報車による呼びかけを行うほか、交通安全運動時に広報誌等に記事を掲載し、交通事故防止に努めます。
交通安全物品の配付	交通安全推進団体と共同で、認定こども園の新入園児及び小学校新入学児童に交通安全物品の配付を行います。
防犯用品の配付	小学校新入学児童に防犯ブザー及びランドセルステッカー、熊鈴等の防犯用品の配付を行い、登下校時の安全確保に努めます。

基本目標5. 支援を必要とする子ども･若者や家庭の支援

（１）現状と課題

特別に支援が必要な子どもたちの増加や、障がいが重症化・多様化している状況を踏まえ、保育・療育・教育との連携による一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた支援が必要です。

経済的な支援をはじめ、子育てや生活支援、就学の支援、養育費確保の支援など、ひとり親家庭の生活の安定に向けた自立支援に努めます。

また、貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることがないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援や居場所づくりを通して地域全体で関りを持ち、生活保護法や生活困窮者支援法などの関連法制における支援に適切につながるよう、見守り・相談体制などの環境構築を推進するとともに、関係機関との連携強化による地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。

（２）重点施策

①相談支援体制の強化、切れ目のない支援の継続

切れ目のない支援を継続すると共に、自ら声を上げられない人へのケアやアプローチ方法を検討します。また、子どもや保護者に限らず、その家族や若者へも支援を実施します。

（３）施策の基本的方向性、内容

①相談支援体制の強化

すべての子ども及び子育て家庭が、地域の中で支えられ孤立することがないよう、相談支援体制の強化を図ります。

事業	内容
療育体制の充実	障がい等の早期発見、早期療育等を、こども発達支援センターや関係機関等と連携しながら、総合的・効果的に推進するため、特別支援教育協議会や担当者連絡会議を開催するなどして、障がい児等の療育体制の充実に努めます。小学校が認定こども園、こども発達支援センターと連携し、特別な教育的支援を必要とする子ども及びその保護者に対する教育相談を行うなど、就学前から学齢期にかけての切れ目のない支援の充実を図ります。

②発達・療育への支援、障がい児施策の充実

一人ひとりの個性を伸ばしていけるよう、保育・療育・教育体制の充実を図るとともに、各種助成制度の充実に努めます。

事業	内容
こども発達支援センターの充実	こども発達支援センターで、運動やことば、コミュニケーション等の発達が気になる子どもとその家族の相談を受け、医療および療育機関と連携を図りながら必要な支援を行います。また、指導員が乳幼児健診の場を活用して、発達の面で気になる乳幼児を中心に相談支援等を行い、必要な場合は療育へつなげます。

障がい児保育の推進	心身に障がいのある児童や、発育・発達に心配のある児童で、集団保育が可能な児童を受け入れ、児童の健全な成長、発達を促すとともに、障がい児保育の充実に努めます。
障がい児通所支援放課後デイサービス	就学している障がい児を放課後や長期休業期間に預かり、障がい児とその家族の生活を支援します。引き続き、各事業所と連携して、利用者が希望するサービスにつなげられるよう支援していきます。
障がいのある子どもとその家庭への支援	制度に基づく手当等の支給を行うとともに、適切な相談対応、ケアマネジメント、保護者会での現在および将来について考え・学びあう機会などを通して、子どもとその家庭を支援していきます。
重度心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 判定及び重度の知的障害と診断された方を対象に診療を受けたときの保険診療に係る医療費を助成しています。（精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は通院のみ対象）
障がい児福祉手当	精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の障がい児に手当を支給します。

③ひとり親世帯等への支援

ひとり親家庭の現況等について把握し、福祉資金制度の活用、保険診療に係る医療費の助成など、ひとり親家庭の生活の安定に向けた自立支援に努めます。

事業	内容
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの相談に対して、福祉資金制度をはじめとする制度説明を行い、北海道などの関係機関から助言を頂きながら、適切な援助を実施します。
ひとり親医療費助成制度	母子家庭・父子家庭などのひとり親家庭の方が診療を受けたときの保険診療に係る医療費を助成しており、適切な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上の為、北海道で実施している就学資金や就学支度資金等の周知及び貸付申請を支援します。

④児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援

児童虐待やヤングケアラーの実態については、表面化しづらいのが現実です。関係機関と連携し、情報の収集と相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図ります。また、行政窓口への相談はハードルが高いため、当事者同士が気軽に話し合いができる機会づくりを推進します。

事業	内容
要保護児童対策事業	子どもの健やかな成長を願い、各関係機関の連携のもと、虐待予防並びに虐待を受けている要保護児童の早期発見や適切な支援に向けた地域での取組を推進します。また、虐待等に関する講演会や研修会を開催することにより早期発見や支援の視点を高めていきます。
生活困窮に関する相談	生活困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、北海道や北海道から委託を受けている生活困窮者自立支援事業者と連携のもと、必要な支援を実施します。
ヤングケアラー支援	ヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施し、実態とニーズに対応した支援体制の構築を図ります。

第4章　計画の基本的事項

1. 子ども・子育て支援制度の概要

本制度では、「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」に主眼を置いています。そのための取り組みとしては、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に分類されます。

「教育・保育給付」は、幼稚園、認可保育所、認定こども園利用者に対する共通の給付である「施設型給付」と、定員 19 人以下の小規模保育事業などの利用者に対する「地域型保育給付」により、小規模保育や家庭的保育などを市町村の認可事業とすることで保育サービスの拡充をめざします。また、令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された施設等利用費によって、認可外保育施設等も対象となりました。

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が実施する事業で、子ども・子育て支援法で事業が定められ、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業の拡大や職員、施設・設備の基準を設けて質の向上をめざすなどの充実を図ります。

第 3 期計画では、令和 4 年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が追加、令和 6 年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が新たに追加されています。

2. 教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人ひとりの子どもにつき、教育と保育の必要性を町が認定し、教育・保育施設利用等に必要な費用を給付する仕組みです。

令和 4 年度からは 2 か所の教育・保育施設を統合し、認定こども園へ移行しています。

子ども・子育て支援法により、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、提供区域を設定することが規定されています。

身近な地域で希望するサービスを利用しやすい提供体制の確保のため、本町全域を教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域と設定します。

計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向を尊重しつつ、現況に近い見込み量に調整することとし、現実の必要量に見合った計画とするよう、子ども・子育て会議において計画の進捗状況を評価してまいります。

確保方策については、事業の見込み量に応じた提供体制の確保に努めます。

◆人口推計（町独自推計）

（単位：人）

年齢	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	17	13	15	15	14	14	15
1 歳	12	17	14	15	15	14	15
2 歳児	11	11	17	14	15	15	14
小計	40	41	46	44	44	43	44
3 歳	21	12	10	17	14	15	15
4 歳	13	19	11	10	17	14	15
5 歳	12	15	19	10	10	17	14
小計	46	46	40	37	41	46	44
6 歳	16	13	15	19	10	10	17
7 歳	21	16	13	15	19	10	11
8 歳	28	22	15	13	15	19	10
9 歳	25	28	21	15	13	15	19
10 歳	18	25	26	21	15	13	15
11 歳	21	19	24	26	21	15	13
小計	129	123	114	109	93	82	85
12 歳	32	21	19	24	26	21	16
13 歳	28	32	21	19	24	26	21
14 歳	28	28	32	21	19	24	26
小計	88	81	72	64	69	71	63
15 歳	32	26	28	32	21	19	24
16 歳	26	31	26	28	32	21	19
17 歳	31	26	30	26	28	32	21
小計	89	83	84	86	81	72	64
合計	392	374	356	340	328	314	300

・令和 5 年・令和 6 年データは実績人口（住民基本台帳　4 月 1 日現在）/他は推計人口

◆家庭類型（子ども・子育て支援事業計画アンケート集計結果（小学校就学前児童のいる世帯））

タイプ	父母の有無と就労状況	区分	人数	割合
A	ひとり親家庭	0 歳	0	2.6%
		1・2 歳	0	
		3 歳以上	1	
B	フルタイム×フルタイム	0 歳	3	44.7%
		1・2 歳	5	
		3 歳以上	9	
C	フルタイム×パートタイム	0 歳	1	36.9%
		1・2 歳	2	
		3 歳以上	10	
		無回答	1	
D	専業主婦（夫）	0 歳	0	10.5%
		1・2 歳	2	
		3 歳以上	2	
E	パートタイム×パートタイム	0 歳	0	0.0%
		1・2 歳	0	
		3 歳以上	0	
F	無業×無業	0 歳	0	0.0%
		1・2 歳	0	
		3 歳以上	0	
-	無回答	-	2	5.3%
計			38	100.0%

◆認定区分ごとの教育・保育の量の見込み

【教育・保育の認定区分】

・1 号認定…満 3 歳以上の幼児教育を利用する子ども（法第 19 条第 1 項第 1 号）

・2 号認定…満 3 歳以上の幼児教育と保育が必要な子ども（法第 19 条第 1 項第 2 号）

・3 号認定…3 歳未満の保育を必要とする子ども（法第 19 条第 1 項第 3 号）

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 号認定		4	4	4	4	4
2 号認定		36	33	37	42	40
3 号認定	0 歳	6	6	6	6	6
	1 歳	10	11	11	10	11
	2 歳	16	12	13	13	12
量の見込み計		72	66	71	75	73

◆認定区分ごとの教育・保育の確保方策

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 号認定		15	15	15	15	15
2 号認定		45	45	45	45	45
3 号認定	0 歳	5	5	5	5	5
	1 歳	5	5	5	5	5
	2 歳	10	10	10	10	10
確保方策		80	80	80	80	80

●確保方策の考え方

認定こども園における利用定員の弾力化を活用するとともに、保育スペースの確保をすることで、量の見込みに対する供給量を確保してまいります。

3. 地域子ども･子育て支援事業の提供体制

（1）放課後児童健全育成事業

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1 年生	9	12	6	6	9
	2 年生	7	9	12	6	5
	3 年生	8	7	9	12	6
	4 年生	11	7	6	8	11
	5 年生	3	3	4	4	4
	6 年生	2	2	2	2	2
	計	40	40	39	38	37
確保方策	登録児童数	40	40	40	40	40
	平均利用児童数	40	40	40	40	40

●確保方策の考え方

現在整備されている学童保育で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援法により法的な位置付けや運営基準が明確になりました。共働き等で保護者が昼間不在の就学児童に対し、適切な遊び、生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、健全な育成を図る事業を提供する体制を確立してまいります。

利用時間、利用期間に応じた必要量を確保するとともに、放課後の生活時間の多くを放課後クラブで過ごす子どもたちにとっては、多様な経験ができる環境が大切です。

指導員の資質向上、学習時間の確保など教育委員会と連携し十分検討してまいります。

（２）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（出生児：人）		15	15	14	14	15
確保方策	保健師訪問	20	20	20	20	20

●確保方策の考え方

生後 2 か月頃までに家庭を保健師が訪問し、乳児の発達・発育の確認とともに、これにかかわる育児に関して相談等を行います。

乳児家庭全戸訪問事業に合わせて、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、子育て支援に繋げるとともに、必要に応じて養育支援訪問を行い、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に努めてまいります。

（３）養育支援訪問事業

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業により把握した支援の必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導、援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

（４）地域子育て支援拠点事業

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（月：人）	100	100	100	100	100
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

●確保方策の考え方

認定こども園の中に子育てサロンの実施場所を併設しており、乳幼児及びその保護者が交流を行っています。子育てについての相談、情報の提供等もしており、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援に努めてまいります。

（５）一時預かり事業

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（年間：人）		5	5	5	5	5
確保方策	認定こども園	5	5	5	5	5

●確保方策の考え方

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

認定こども園にて事業を実施しているため、時期や年齢によっては利用できない場合も想定されることから、保護者の突発的な事情や社会参加、また育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するためにも、提供体制の確保に努めてまいります。

（６）妊婦健康診査事業

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（年間：人）		15	15	15	12	12
確保方策	健診受診票受付	15	15	15	12	12

●確保方策の考え方

妊婦一般健康診査 14 回及び超音波検査 6 回分の受診票を妊娠届出時に交付し、健診費用を助成します。妊婦健診の受診状況を確認し、妊婦相談を実施します。

健診の重要性、費用負担の軽減はもとより、妊婦健康診査事業を活用した妊婦相談により、産前産後の支援から乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業まで、連続した子育て支援に繋がる「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」に大きな役割を果たしてまいります。

（７）延長保育事業

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（年間：人）		20	20	20	20	20
確保方策	認定こども園	20	20	20	20	20

●確保方策の考え方

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園において保育を実施する事業です。認定こども園にける体制の確保など、今後も対応を進めてまいります。

（８）子育て世代包括支援センターからこども家庭センターへ

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズを把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて個別支援プランの作成や、関係機関との連携調整を行うために子育て世代包括支援センターを令和3年4月から設置していましたが、令和8年度には、子育て世代包括支援センターを廃止し、新たにこども家庭センターの設置を予定しています。

こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、また、母子保健と児童福祉の 2 つの働きが分かれることなく必要な支援を提供するとともに、支援を必要とする家庭のワンストップ窓口となるよう取り組んでいきます。

保健・医療分野との連携を深め、若いうちからの健康意識の定着と安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

（９）中学生までの虫歯０運動

乳幼児期から中学生までの子どもの虫歯を 0 にすることを目標に、1 歳から 4 歳未満の乳幼児はフッ素塗布を年 2～4 回、4・5 歳児は週 5 回、小・中学生は週に 1 回のフッ化物洗口を行います。

（１０）子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業とは、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

社会課題が多様化・複雑化する中、本町においても育児や家庭に困難を抱える子育て世帯は存在しており、潜在的なニーズがあると思われます。

今後、ニーズが顕在化したときにスムーズに対応ができるよう、事業の委託などを含めて、体制の整備を図ることに努めます。

（１１）児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

事業の対象となる児童にとって、安心して過ごすことのできる居場所を提供することは、子どもの健全な育成において非常に重要です。

しかし、本町が単独で当該事業の拠点となる施設や体制を整備することは、コストや人材確保の面からも困難であるため、近隣市町村とも協議を進め、広域的な対策を検討する必要があります。

（１２）親子関係形成支援事業

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

子どもの健やかな成長発達に親子の関わりやしつけが重要となりますが、「褒め方が分からない」「発達の特性のため、どう対応していいかわからない」など、様々な親子関係の課題がみられます。

ニーズの把握を行いながら、子どもとの接し方について相談、学べる機会を提供するなど、子どもの健やかな育ちのためのより良い親子関係形成支援体制について検討し、構築を目指します。

（１３）妊婦等包括相談支援事業

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（年間）	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回	妊娠届出数 12 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回	妊娠届出数 12 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回
確保方策	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回	妊娠届出数 12 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回	妊娠届出数 12 件 1 組当たり 面談回数 2～3 回 面談実施 合計回数 30 回

●確保方策の考え方

妊婦等包括相談支援事業は、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ることを目的としています。

現在、伴走型相談として妊娠届出時・出産前・出産後の面談を実施しています。妊娠期を取り巻く環境は多様化しており、妊婦の状況にあった介入方法（面接、訪問、電話連絡など）を選択し、継続して関わり、妊娠・出産・子育てへの不安を解消し、切れ目のない支援に努めます。

（１４）乳児等通園支援事業

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（日：人）	0 歳児		1	1	1	1
確保方策（延べ人数）			5	5	5	5
量の見込み（日：人）	1 歳児		1	1	1	1
確保方策（延べ人数）			5	5	5	5
量の見込み（日：人）	2 歳児		1	1	1	1
確保方策（延べ人数）			3	3	3	3

●確保方策の考え方

乳児等通園支援事業は、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満３歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的としています。

国においては、令和 8 年度から「こども誰でも通園制度」の創設を予定しており、本町においても国の実施要綱等を確認しながら、事業の実施に向けた検討を進めます。

（１５）産後ケア事業

産後ケア事業は、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

令和 3 年度から産後ケア事業の医療機関への宿泊型については実施体制をつくっていますが、今まで利用実績はありません。産後に身近な支援がない、子どもの世話等に不安を持つ産婦が利用できる事業として体制を継続して確保し、ニーズに応じてタイムリーに利用できるように努めていきます。

（１６）知内町のステージ別・分野別子育て支援策

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">子育てのステージ</th><th colspan="3">子育ちのステージ</th></tr>
<tr><th>妊娠・出産</th><th>乳幼児</th><th>小学校低学年</th><th>小学校高学年</th><th>中学校</th><th>高　校</th></tr>
<tr><td rowspan="15">保健・医療・福祉　分野</td><td rowspan="2">不妊・不育治療費助成事業

不妊に悩む夫婦に対し、治療に関する情報提供や精神面での相談・治療費助成</td><td colspan="5">子ども医療費助成事業
高等学校終了前（18歳に達した最初の3月31日まで）の医療費の自己負担分を町が助成</td></tr>
<tr><td colspan="5">児童手当支給　・3歳未満　第1子・2子　1万5千円　　第3子3万円
・3歳～高校生年代（18歳到達後、最初の3月31日）まで
第1子・2子　1万円　　第3子3万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">妊婦のための支援給付
妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から子ども子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設
※令和7年4月以降開始予定</td><td>子育て支援交付金
出産時3か月以上居住している保護者に対し20万円支給</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>小児予防接種
・定期予防接種
・任意接種（おたふく）</td></tr>
<tr><td>出産記念品贈呈

（ベビー用品）</td><td></td><td></td><td>・二種混合予防接種（小６）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">・インフルエンザ予防接種　（高校生まで無料）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">妊産婦健診・相談事業
・母子健康手帳交付
・妊婦健診受診票交付
・超音波受診票交付
・保健師・栄養士相談
・妊産婦安心出産支援事業（交通費軽減）</td><td>新生児訪問事業
保健師と栄養士が訪問し、検診や予防接種の進め方などの情報を提供する

新生児聴覚検査助成事業（全額）</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">妊婦安心「ホッ」とサポート事業

知内消防署と保健センターが連携し、緊急時に医療機関へ搬送（事前登録）</td><td>乳幼児健診事業
・乳児健診
・幼児健診
・5歳児健診
・フッ素塗布</td></tr>
<tr><td colspan="3">フッ化物洗口　　保育園（所）及び幼稚園４・5歳児　小学校　中学校</td></tr>
<tr><td>地域子育て支援拠点事業
・子育てサロン
・育児サークル支援</td><td></td><td></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>教育・保育給付事業
・認定こども園
・幼児教育・保育の無償化</td><td colspan="2">子ども子育て支援事業
・知内学童保育　1年～6年　定員40名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>障がい児支援
・発達支援センター</td><td colspan="3">障害児通所支援
・放課後等デイサービス（民間事業所）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">給食費無償化事業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育・生活　分野</td><td rowspan="2"></td><td>読書普及活動</td><td colspan="3">不登校対策支援事業　　・スクールカウンセラーの派遣</td></tr>
<tr><td>・ブックスタート
・読み聞かせ
・おたのしみ図書館
・幼児芸術鑑賞事業
・地域学校協働本部事業</td><td colspan="2">子どもの健全育成事業
・世代間交流事業
・おたのしみ図書館
・放課後子ども教室
・子ども会対抗スポーツ大会
・少年の主張大会
・小学生芸術鑑賞事業
・地域学校協働本部事業
・就学援助
・各種検定料助成</td><td>・就学援助
・各種検定料助成
・スクールステージフェア
・地域学校協働本部事業</td><td>・海外派遣事業
・海外見学旅行助成
・通学費用助成
・各種検定料助成
・奨学資金貸付事業
・スクールステージフェア
・地域学校協働本部事業</td></tr>
</table>

第5章　計画を実行するための取組

1. 計画を実行するための協力体制

計画の実現には、所管課である生活福祉課と教育委員会など、行政組織内の横断的な協力体制はもちろんのこと、民間事業者との連携が非常に重要です。

必要に応じて、町全体の子どもの教育と保育を協議できる場をつくり、町にできること施設にできることをそれぞれが担い、互いに補い、協力体制を構築してまいります。

また、子育て支援事業の実施には、事業に関わる職員の資質と連携が大きく影響します。そして何より、保護者の協力なしではこの計画を実現することはできません。

保護者の皆さんにこの計画の趣旨や制度を十分理解していただき、この計画を実行する当事者として、子どもたちに最も大きな影響を与える支援者として、町や事業者とともに繋がる関係を作り上げてゆきたいと考えています。

2. 実行するための点検・評価

計画は、町の行政組織内部の事務事業評価を行い、子ども・子育て会議において、点検・評価を実施してまいります。

単に事業量を達成することではなく、それぞれの事業が、真に計画の理念に沿った形で実行されているかが大切であり、計画に囚われ目指すべき姿を見失うことのないよう、またその時々の現実にも目を向け、計画を見直すべき部分はないか、常に高い意識をもって、定期的な子ども・子育て会議の開催を継続します。

資料編

◎子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要

◎知内町子ども・子育て会議設置条例

子ども･子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要

1. 調査の概要

（1）調査目的

本調査は、教育・保育給付及び子育て支援に関する現状や家庭状況及び今後の利用希望などを把握し、その内容を令和 7 年度から令和 11 年度までを 1 期とする「第 3 期知内町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするために、令和 6 年 12 月に実施した。

（2）調査結果

調査の実施方法及び結果については以下のようになっています。

〇調査対象：1. 就学前児童の保護者 67 世帯
　　2. 小学生児童の保護者 90 世帯

〇調査期間：紙媒体　　令和 6 年 12 月 9 日～12 月 25 日
　　Google フォーム　令和 6 年 12 月 9 日～12 月 30 日

〇調査方法：Google フォーム、郵送、又は小学校・認定こども園により配布及び回収

種別	対象世帯数	回収数	回収率
就学前児童	67	38	56.7%
小学生児童	90	63	70.0%

（3）調査結果の概要

【就学前児童】

問 3.　きょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を教えてください。

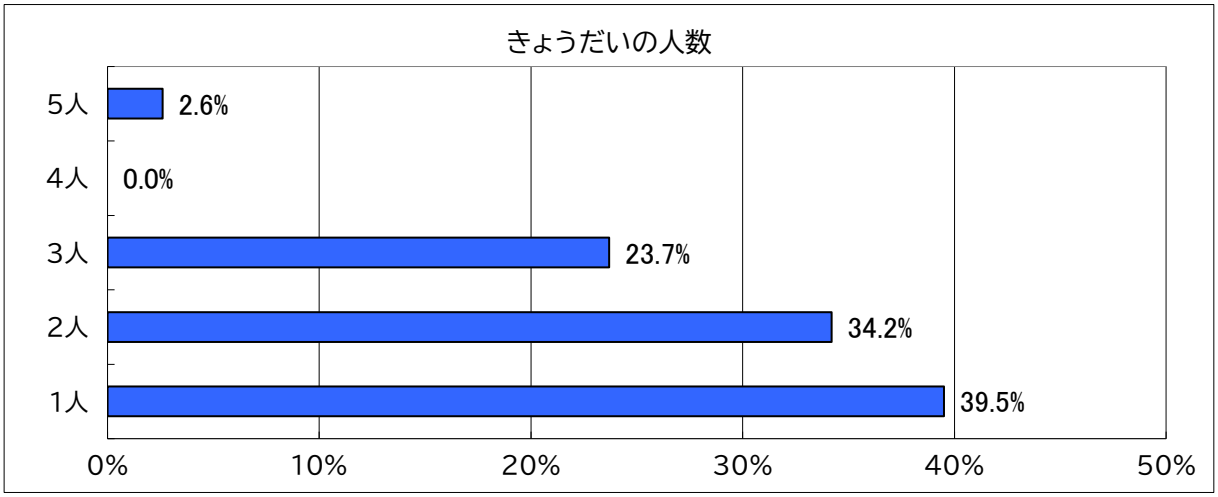

問 5.　ご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。

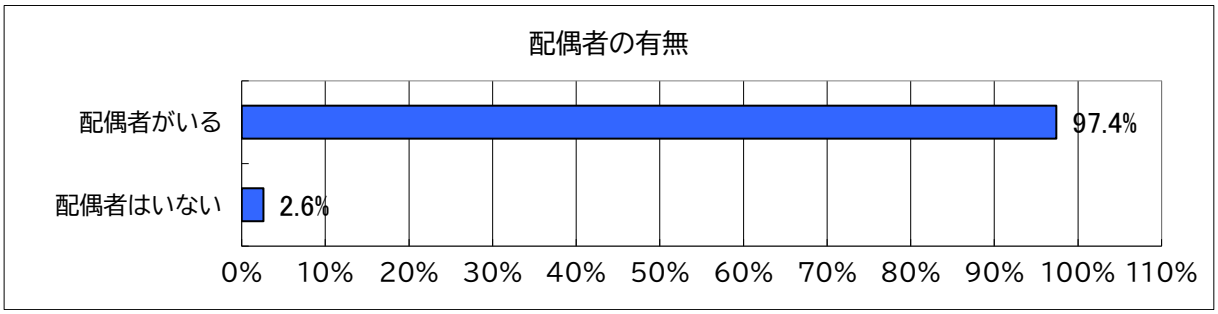

問 7.　日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

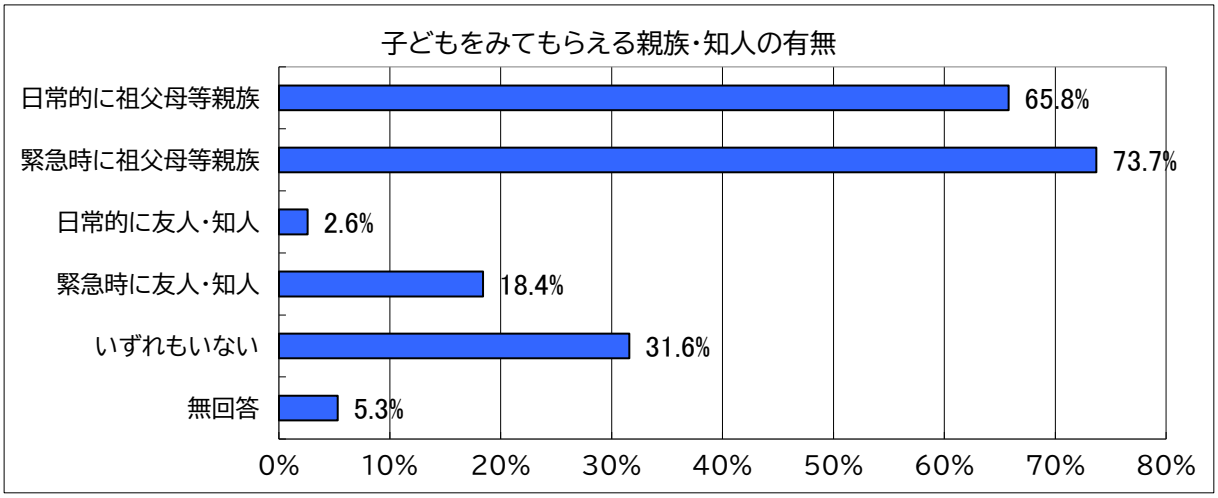

問 7-1.　祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

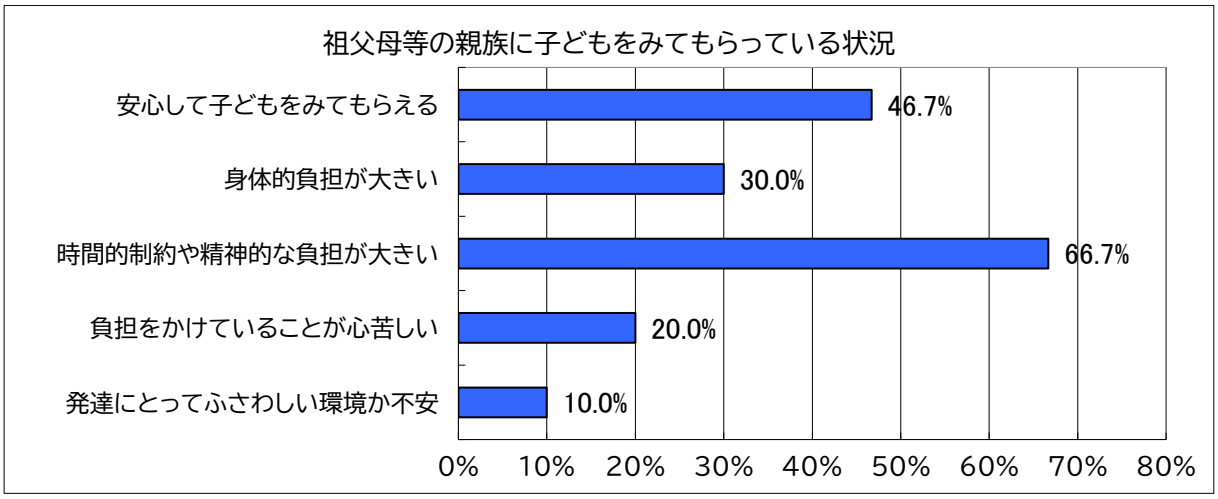

問 8.　お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。

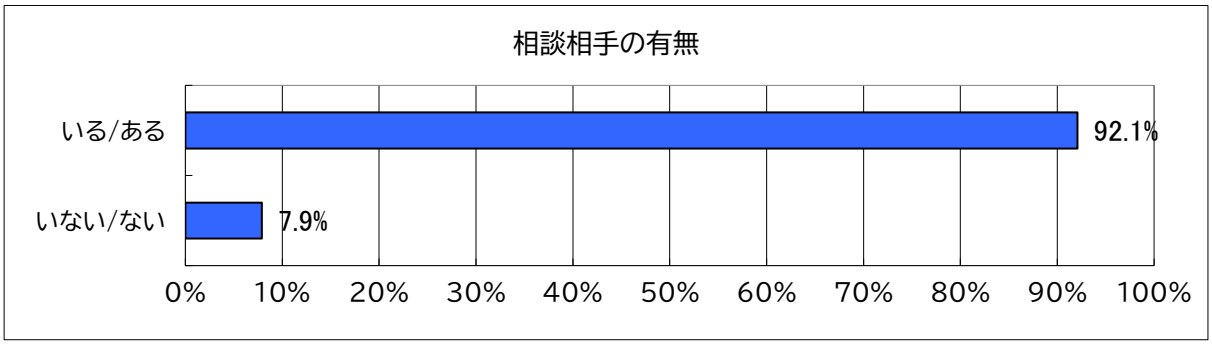

問 8-1.　子育て（教育を含む）に関して気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

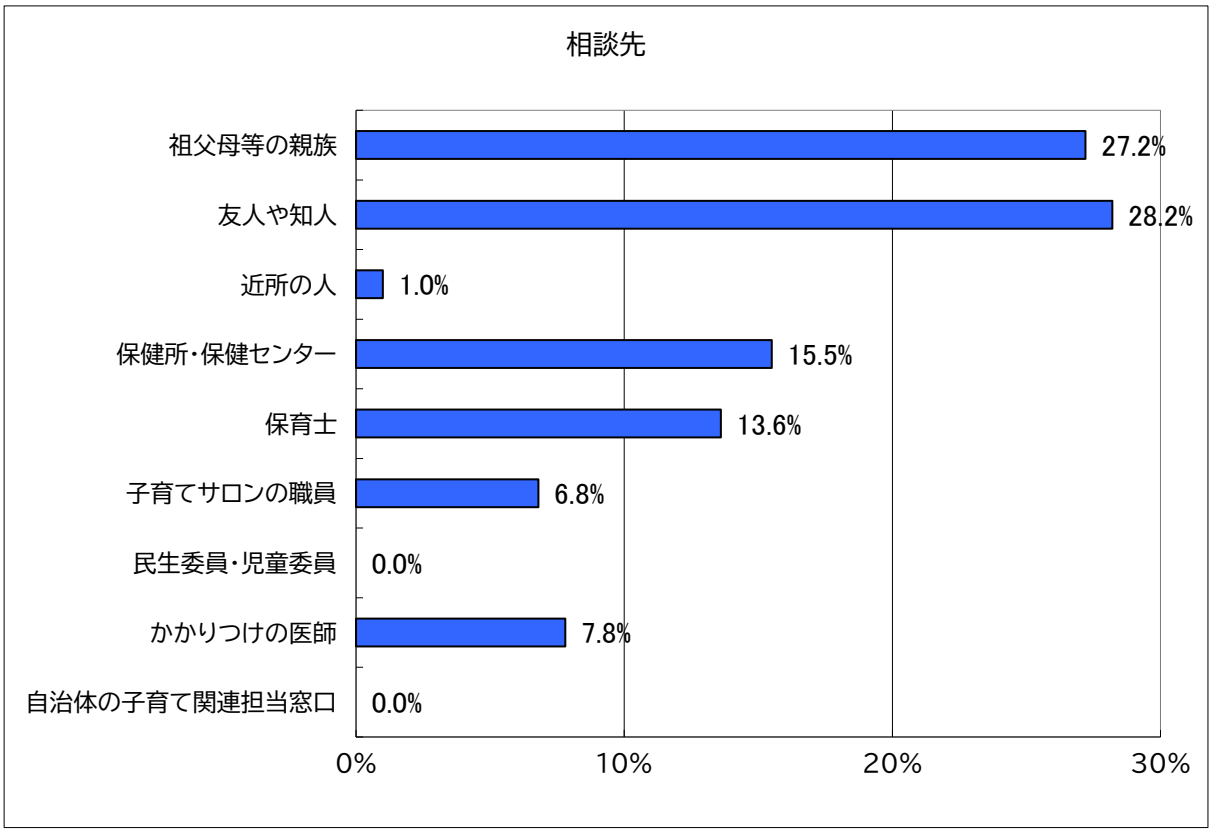

問 9.　子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいですか。

子どもの病気への対応や相談対応の充実が要望として上がっていました。また、一時的な子どもの預かりサービスの要望もありました。

問 10.　保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

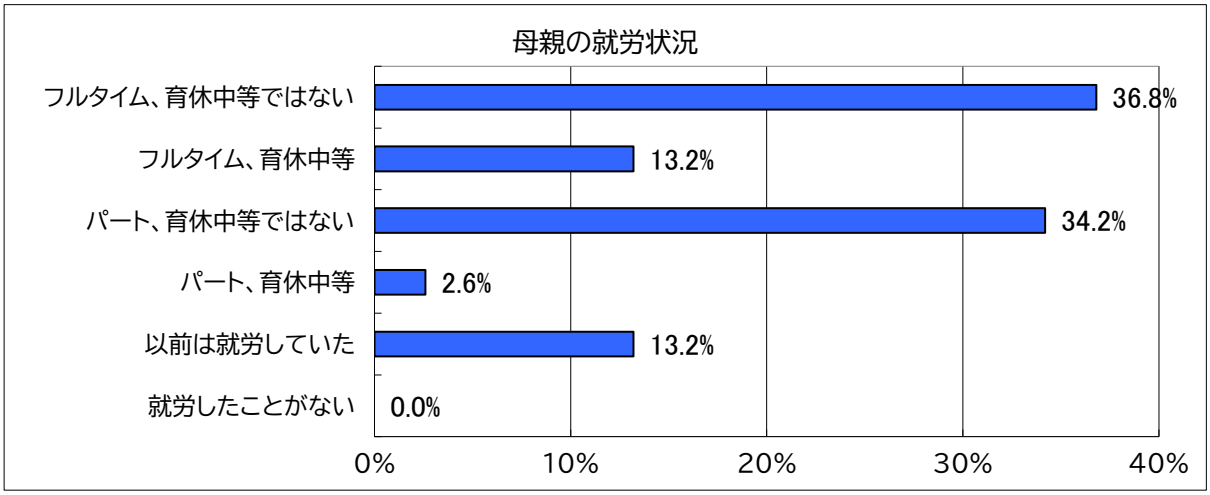

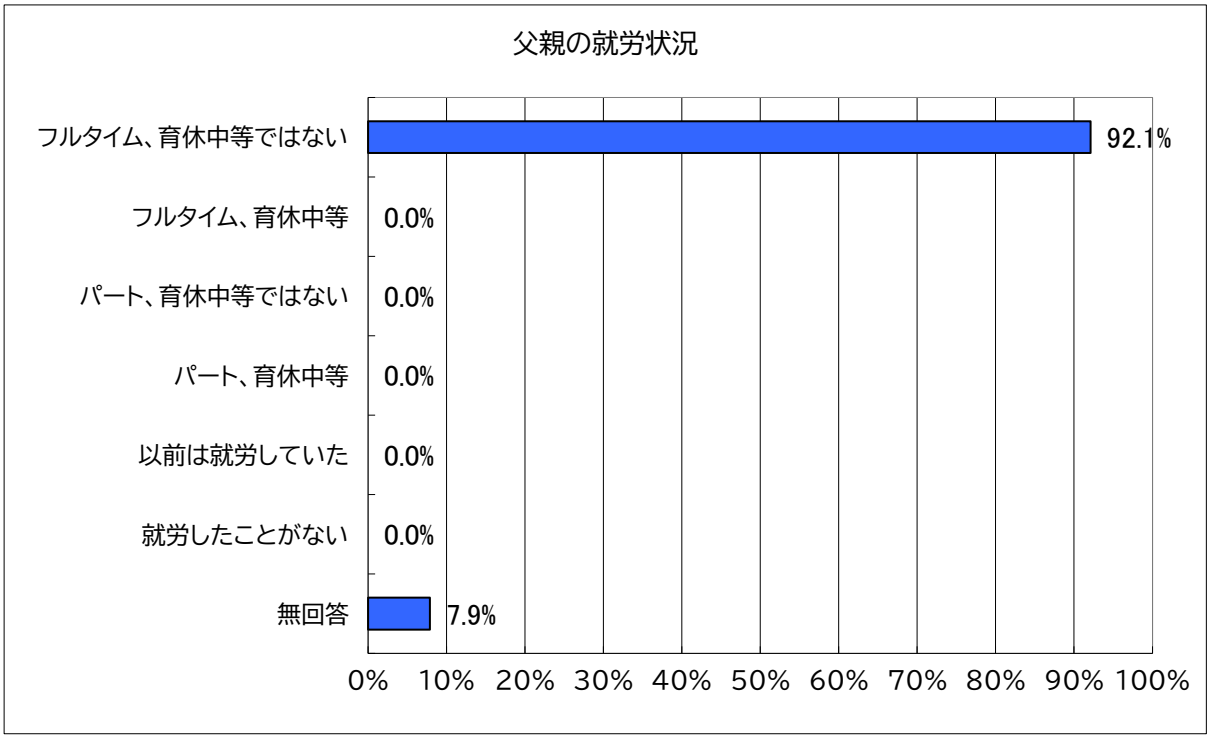

問 18.　土曜日に定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

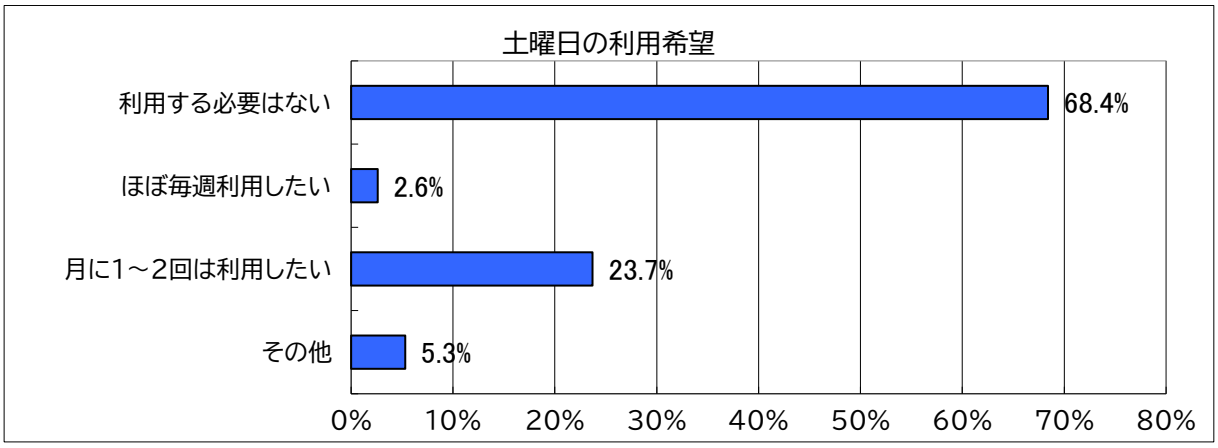

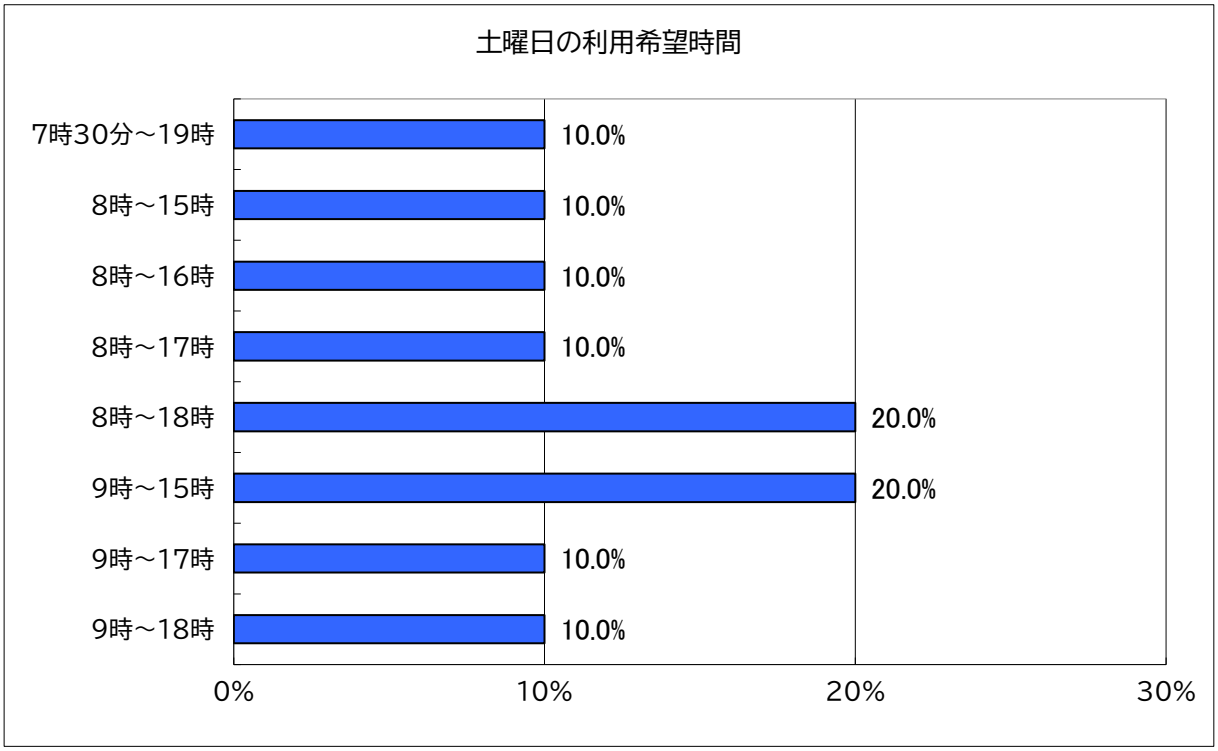

問 18-1.　日曜・祝日に定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

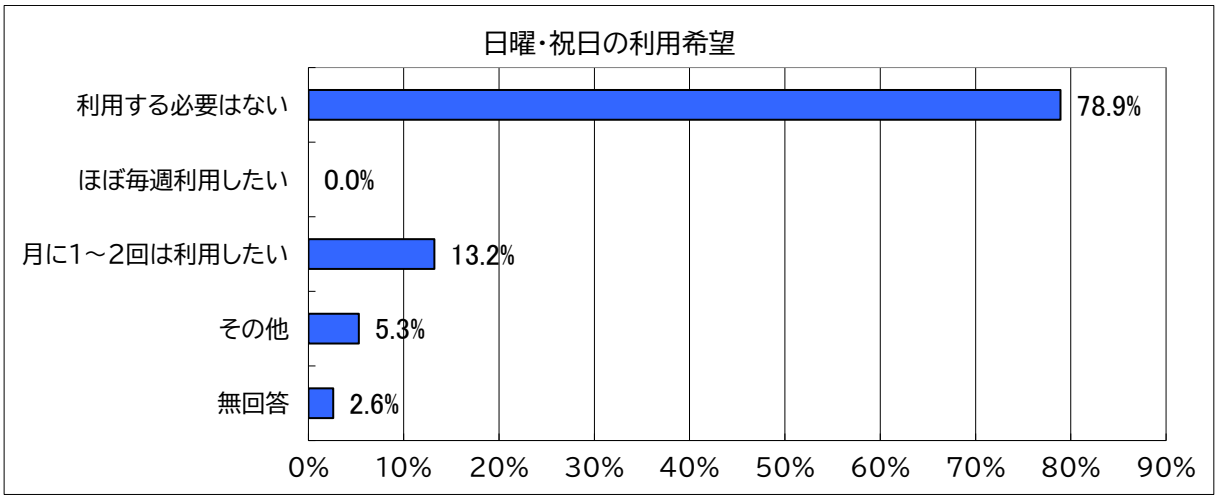

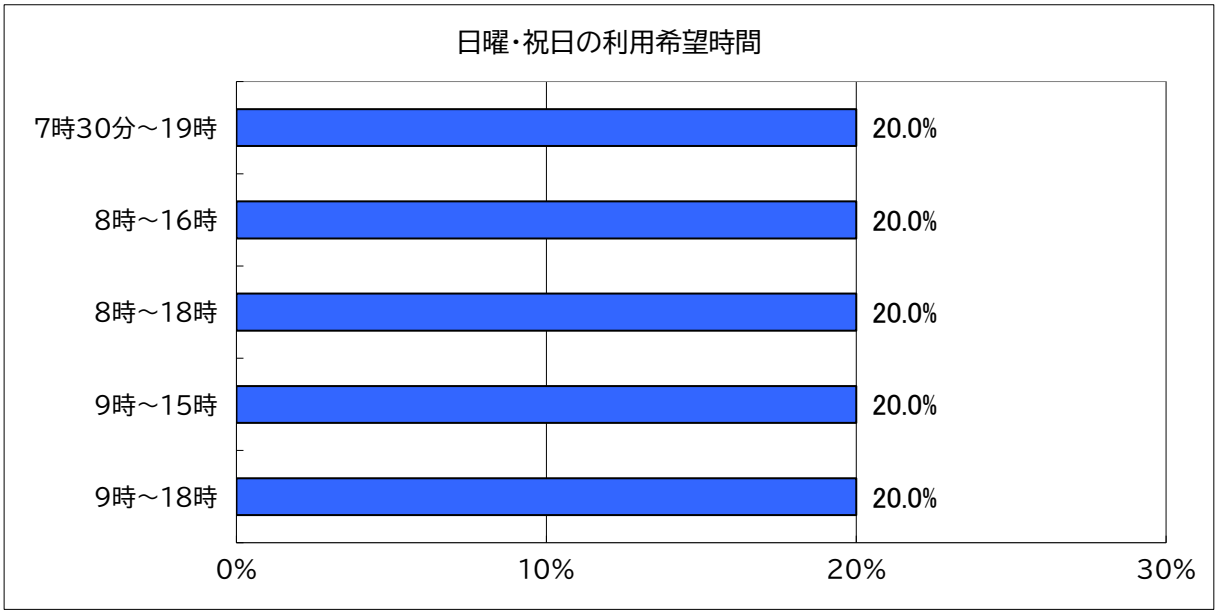

問 20.　この１年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

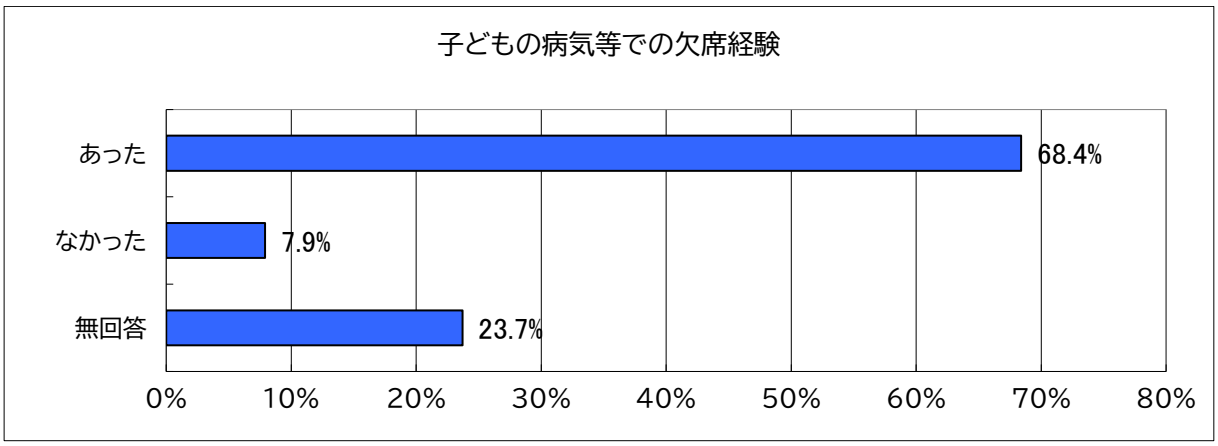

問 20-1.　お子さんが病気やけがで教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この１年間に行った対処方法はありますか。（町内にない事業も記載しています）。

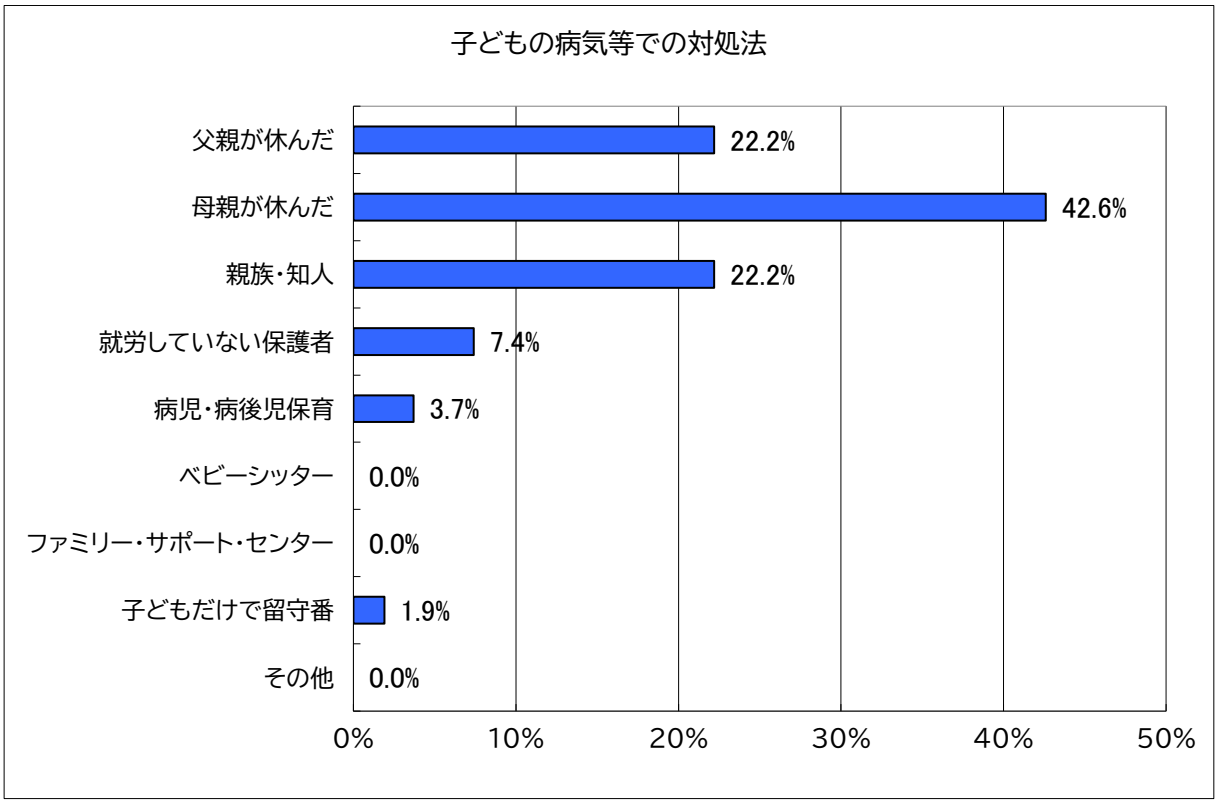

問 20-2.　問 20-1 で「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

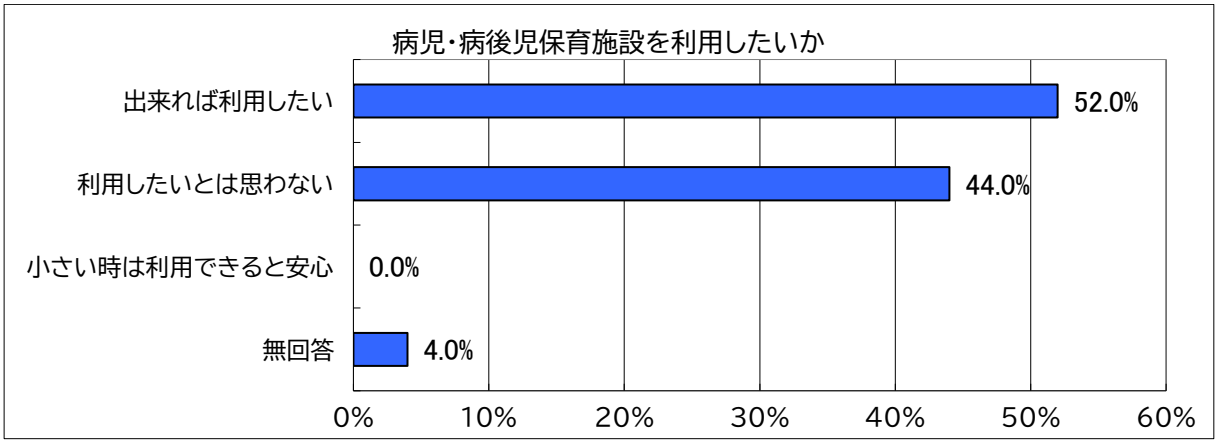

問 20-3.　問 20-2 で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方で、子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。

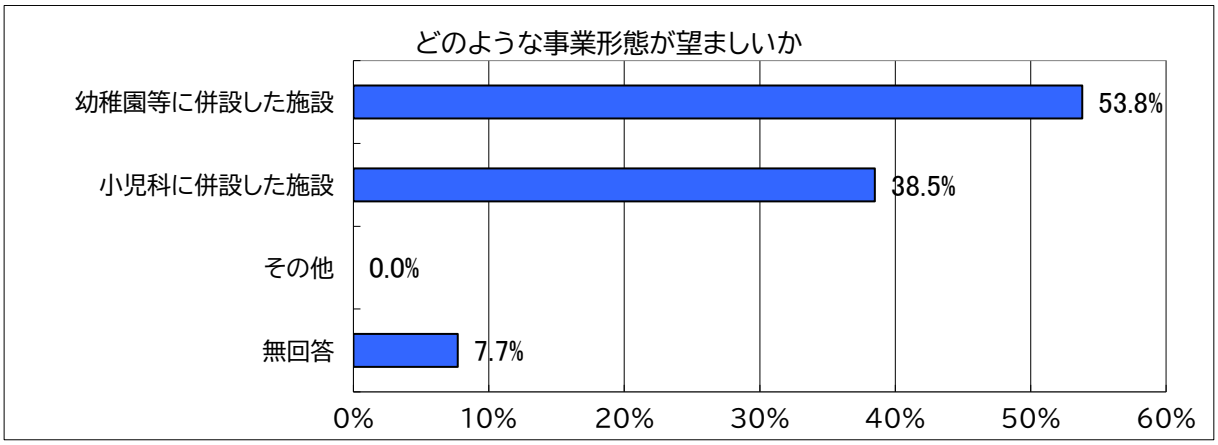

問 20-4.　問 20-2 で「利用したいとは思わない」と回答した方で、その理由は何ですか。

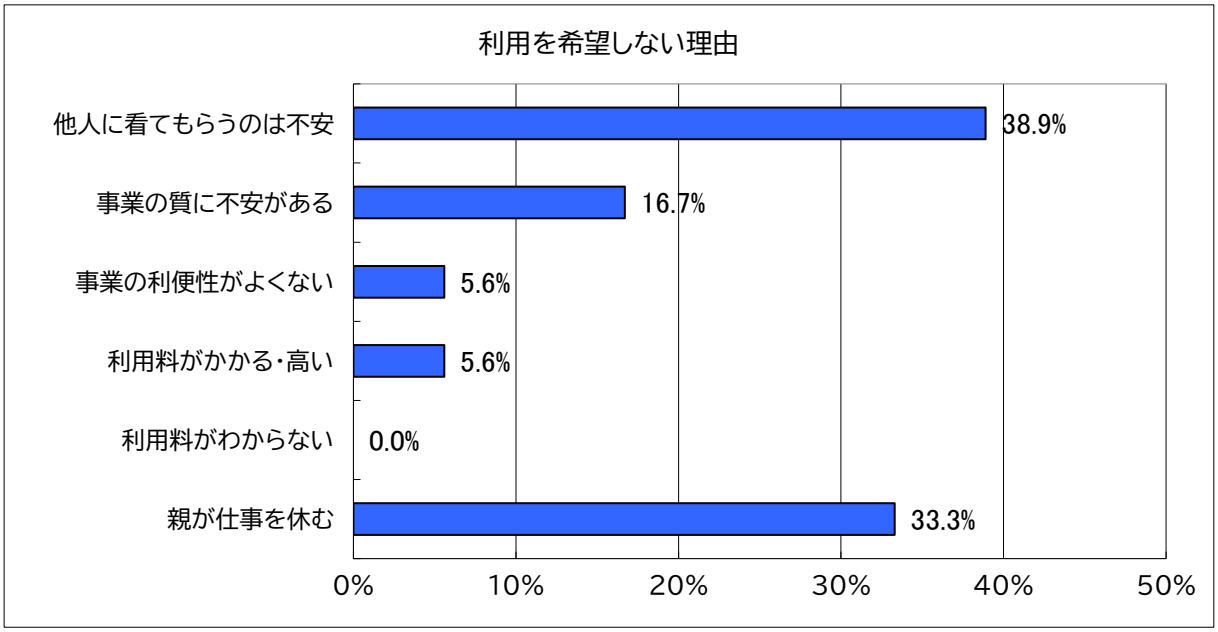

問 20-5.　問 20-1 で「父親が休んだ」「母親が休んだ」以外を回答した方で、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。

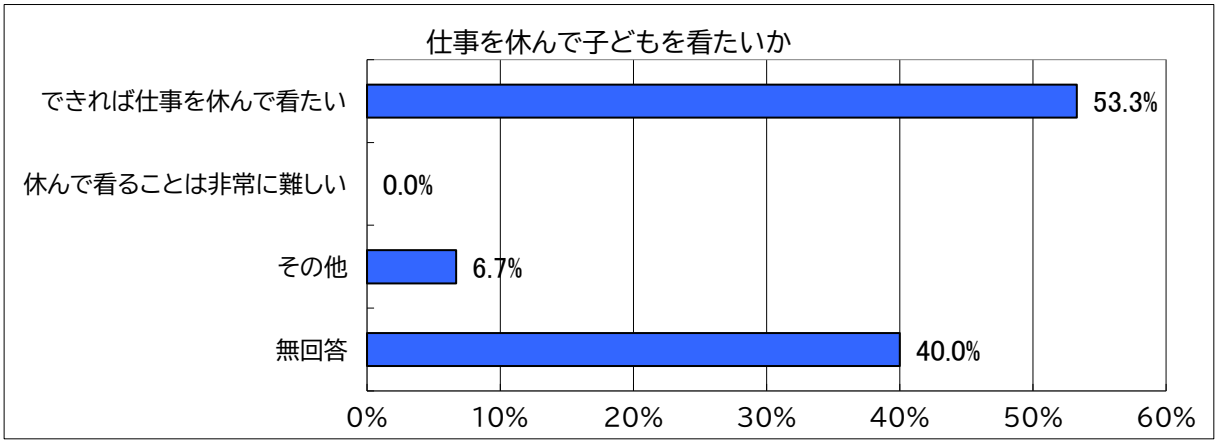

問 21.　日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。（町内にない事業も記載しています）

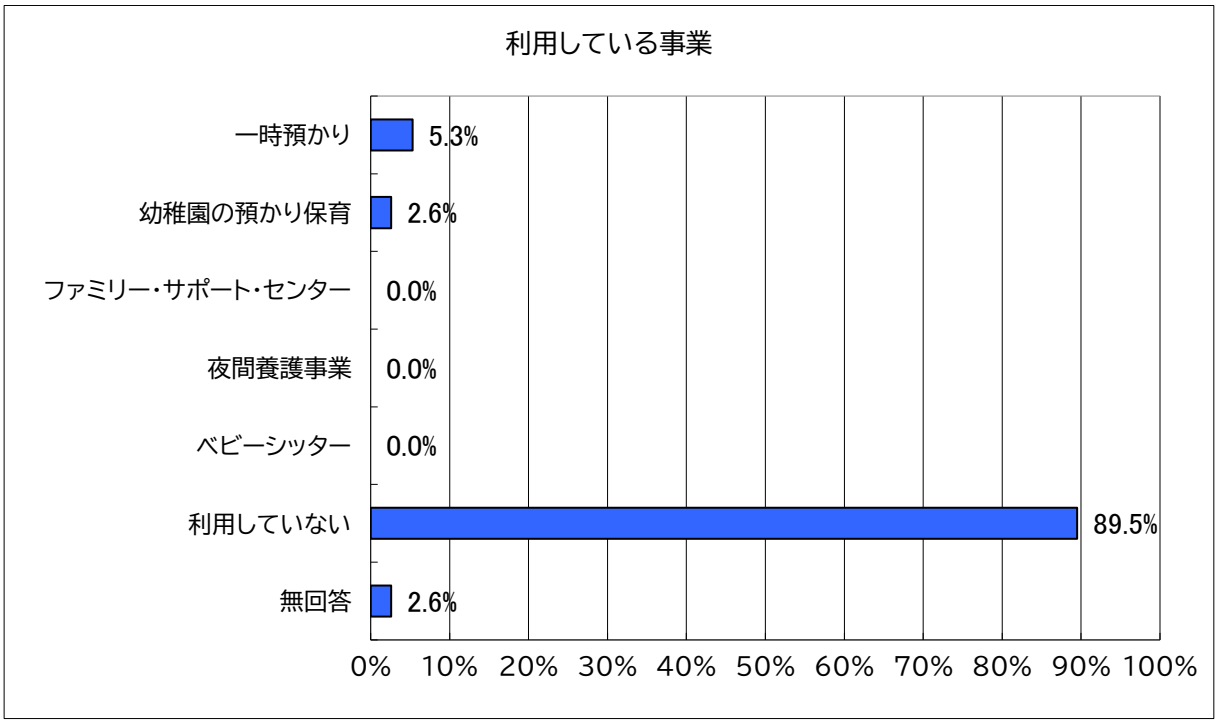

問 21-1.　問 21.で事業を「利用していない」と回答した理由は何ですか。

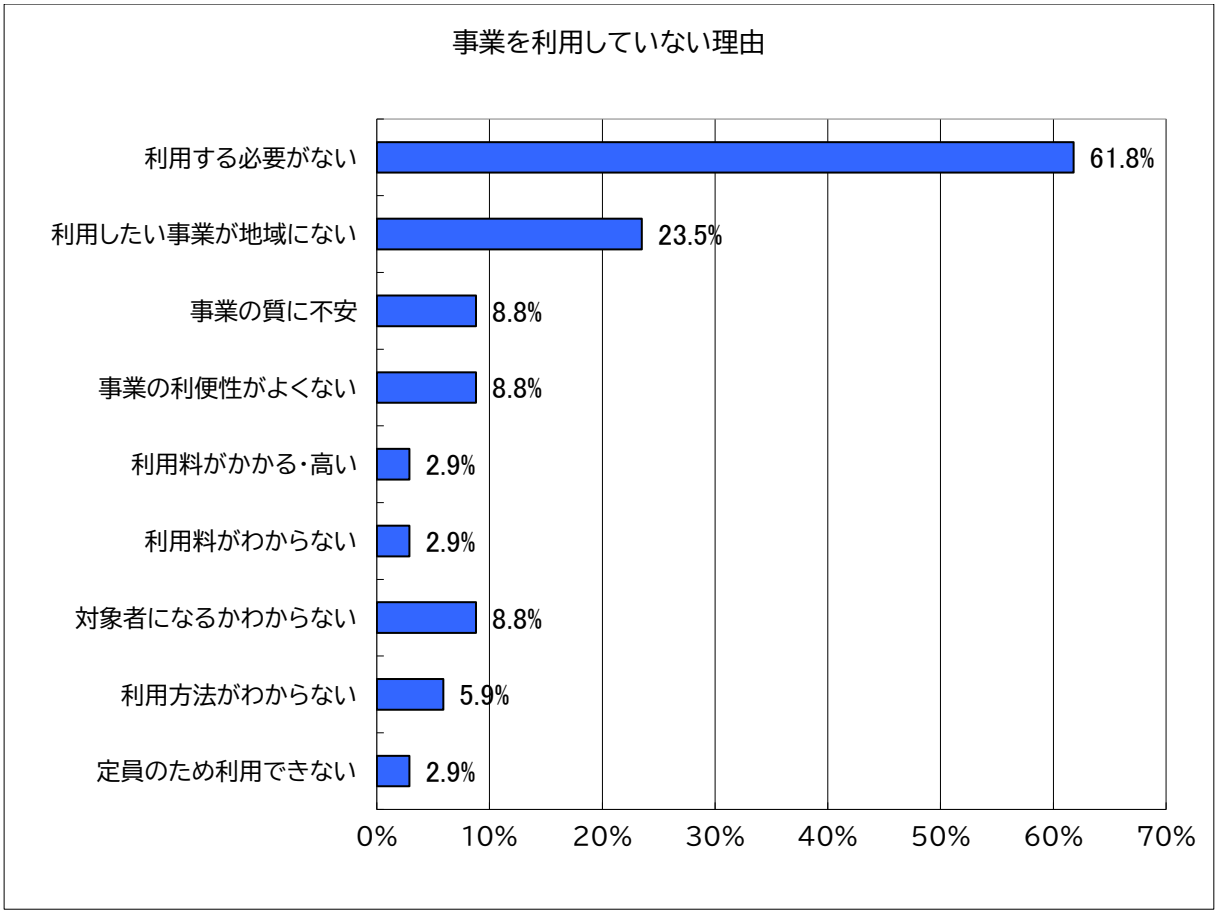

問 22.　私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、事業を利用する必要があると思いますか。

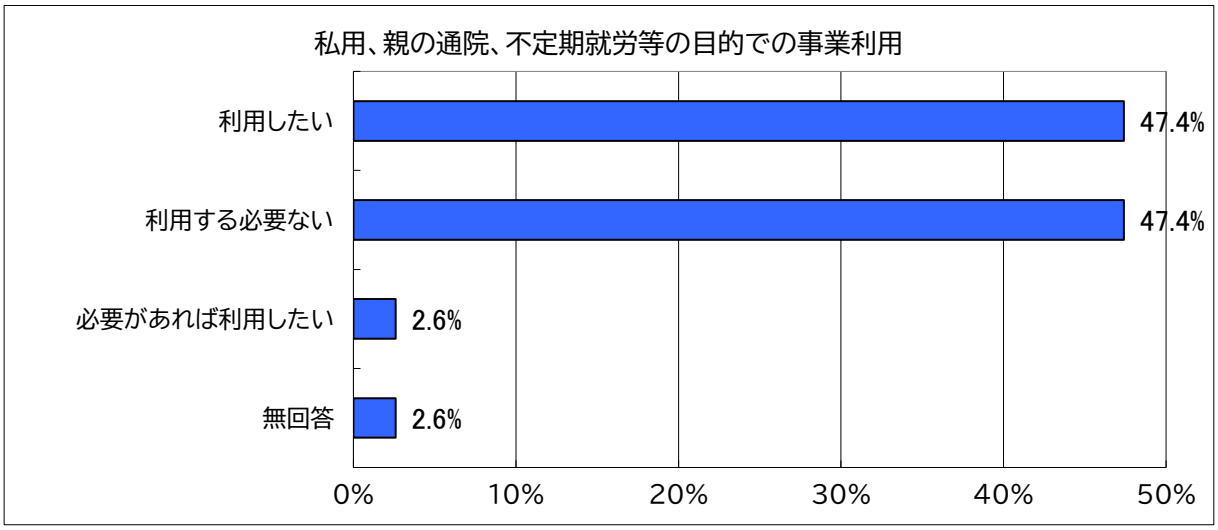

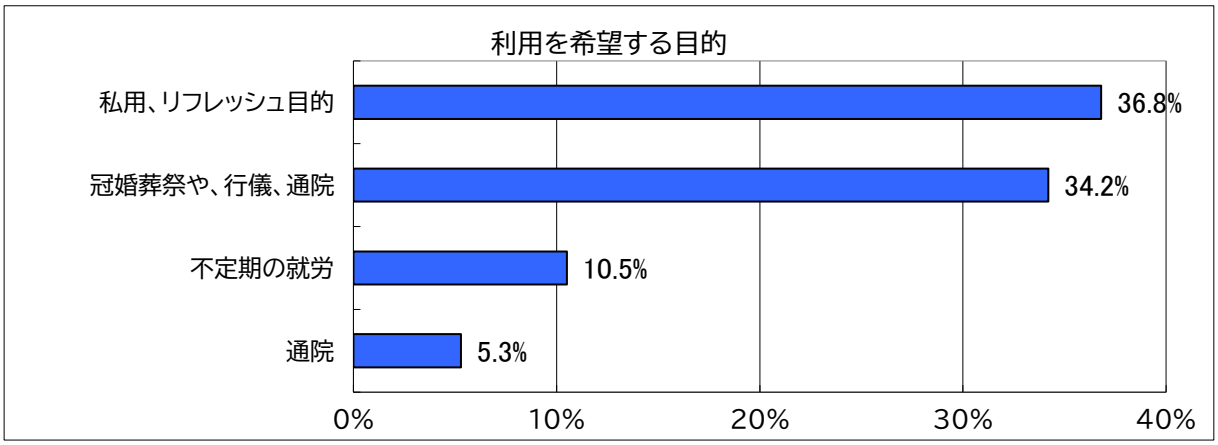

問 22-1.　問 22 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。

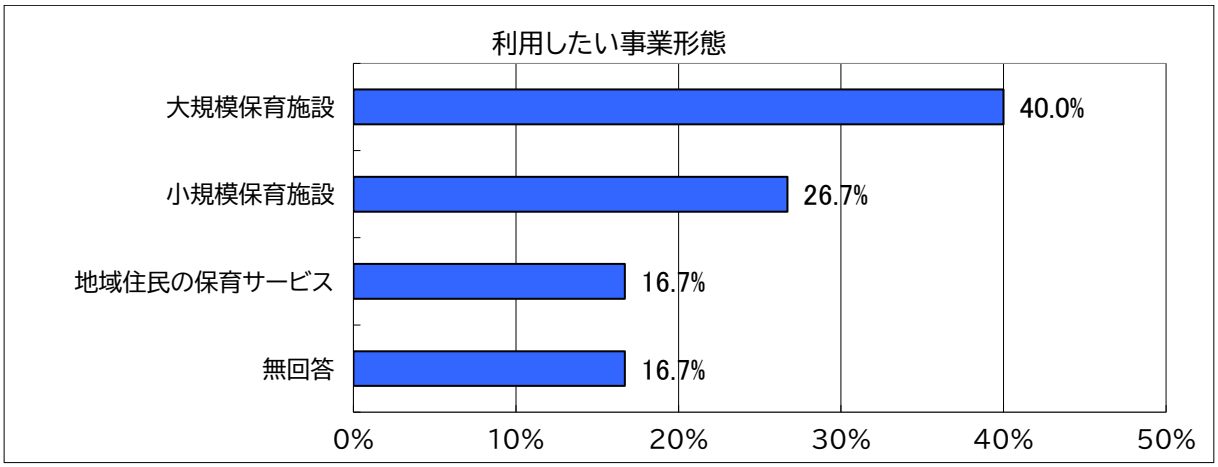

問 24.　小学校低学年（1～3 年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

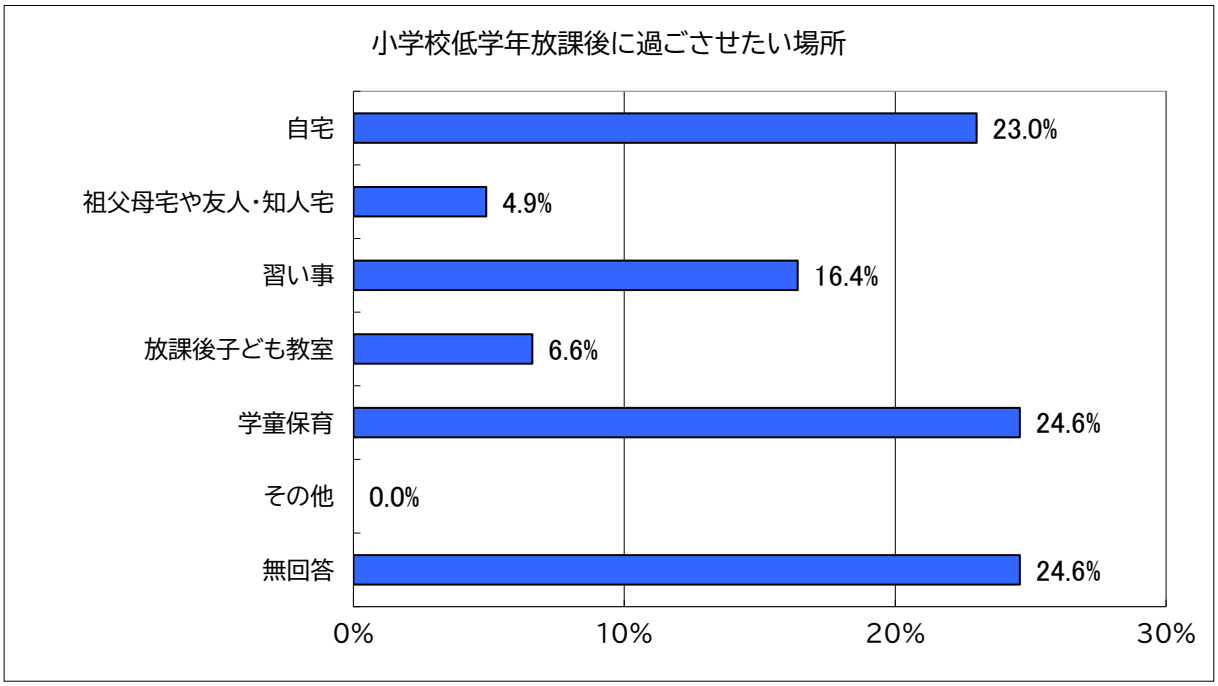

問 25.　小学校高学年（4～6 年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

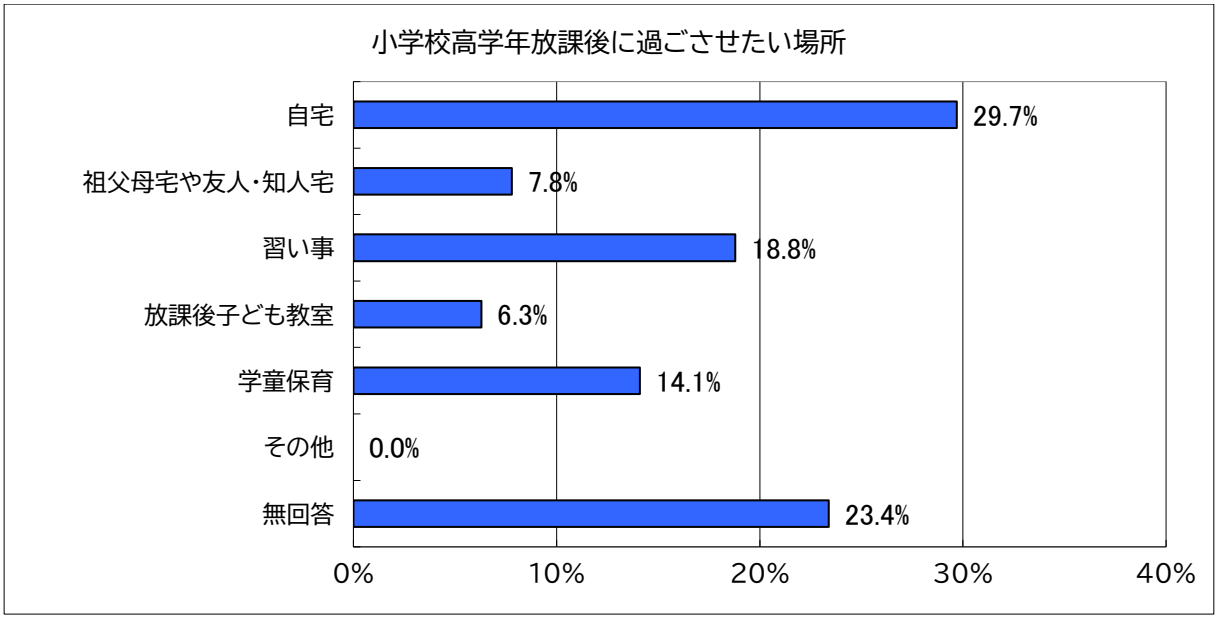

問 28.　お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。
また、取得していない理由は何ですか。

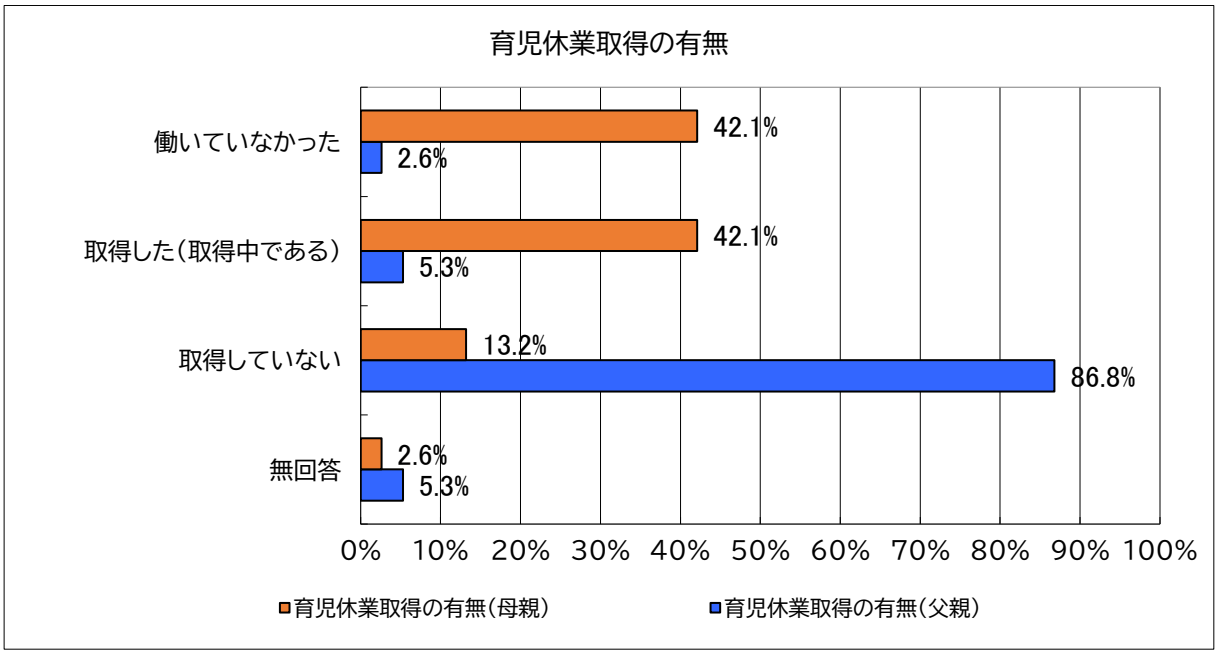

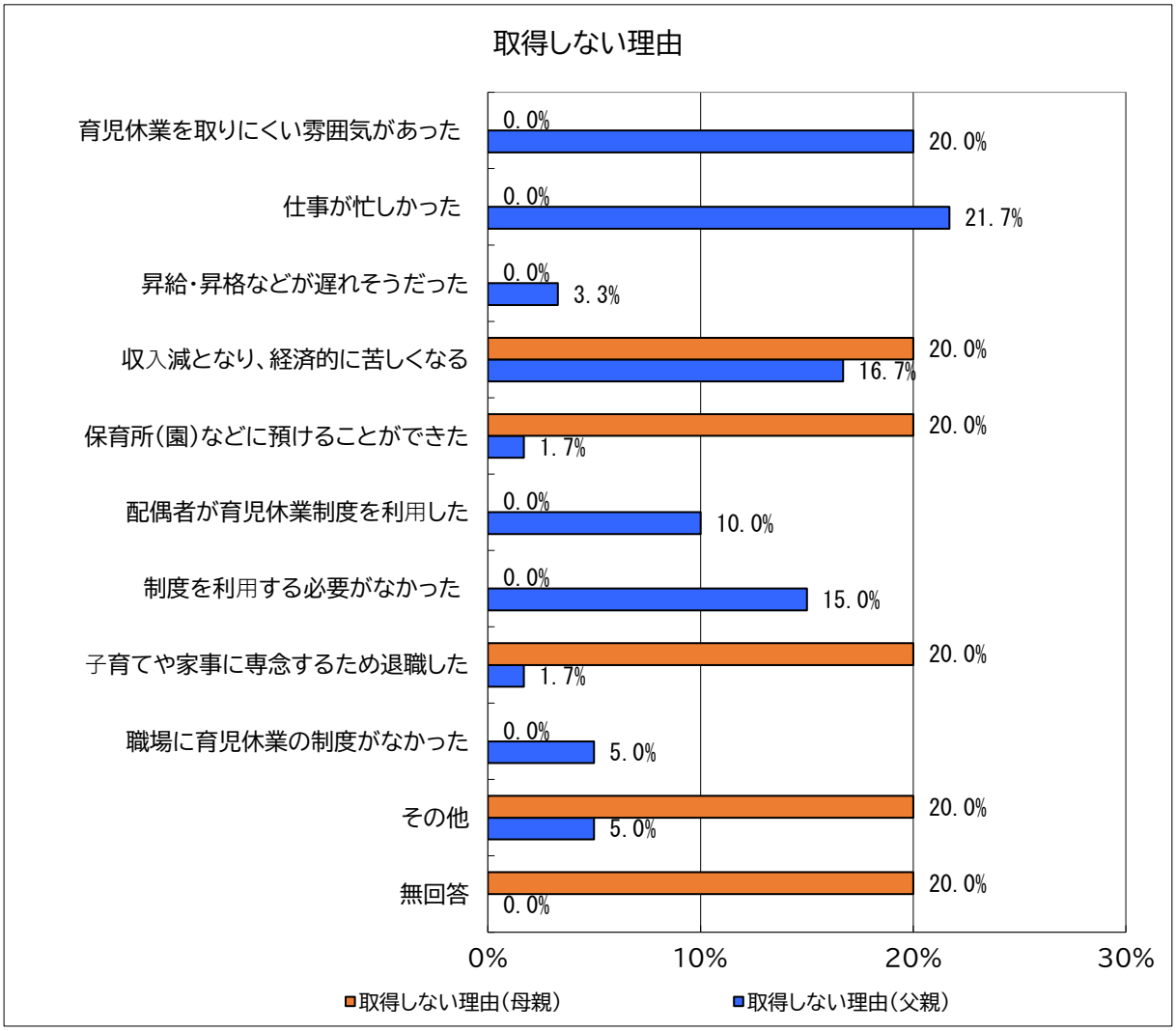

問 30.　子育てをする上でどのような不安や悩みを持っていますか。

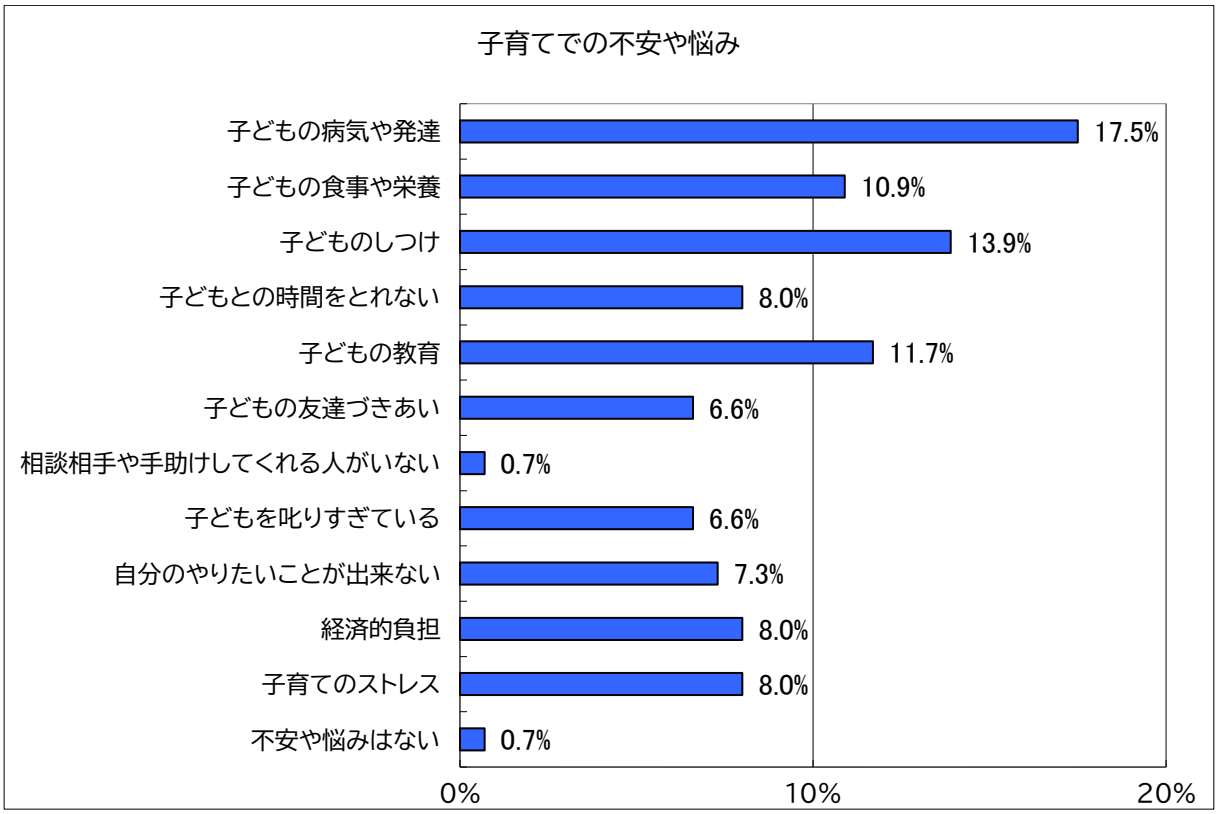

問 33.　子育てのために特に充実してほしいことは何ですか。

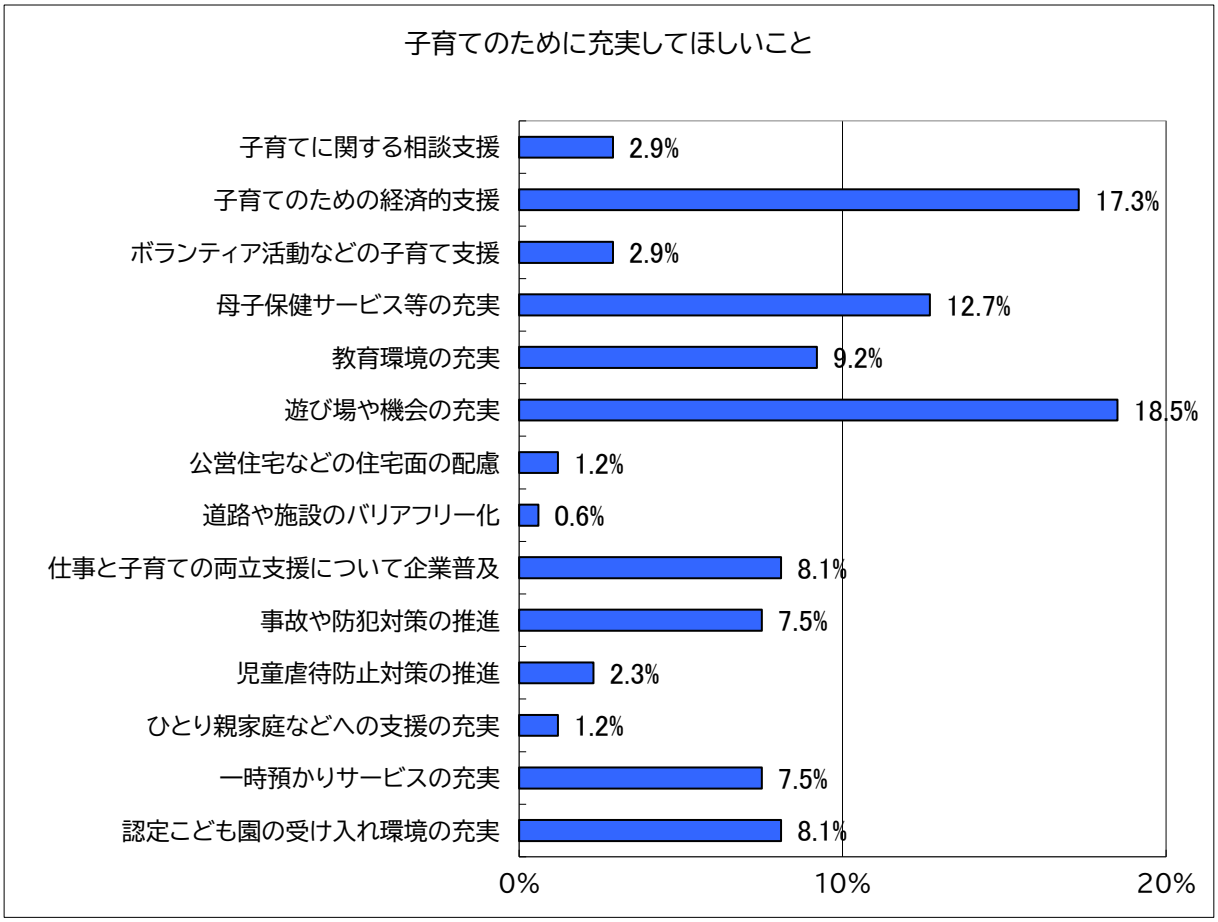

問 34　子育てを応援する事業として、あれば利用したいものはありますか。

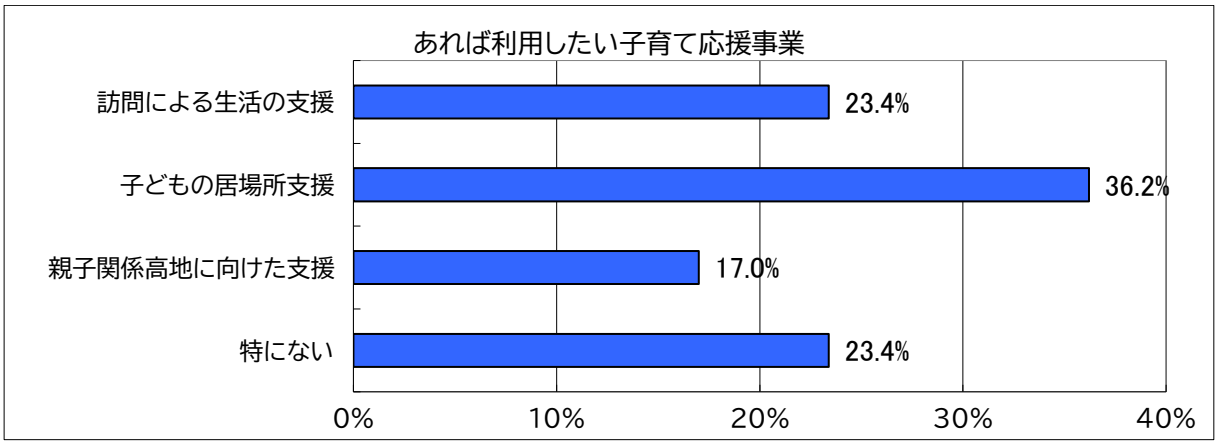

問 36　知内町における子育ての環境や支援への満足度についてお聞きします。

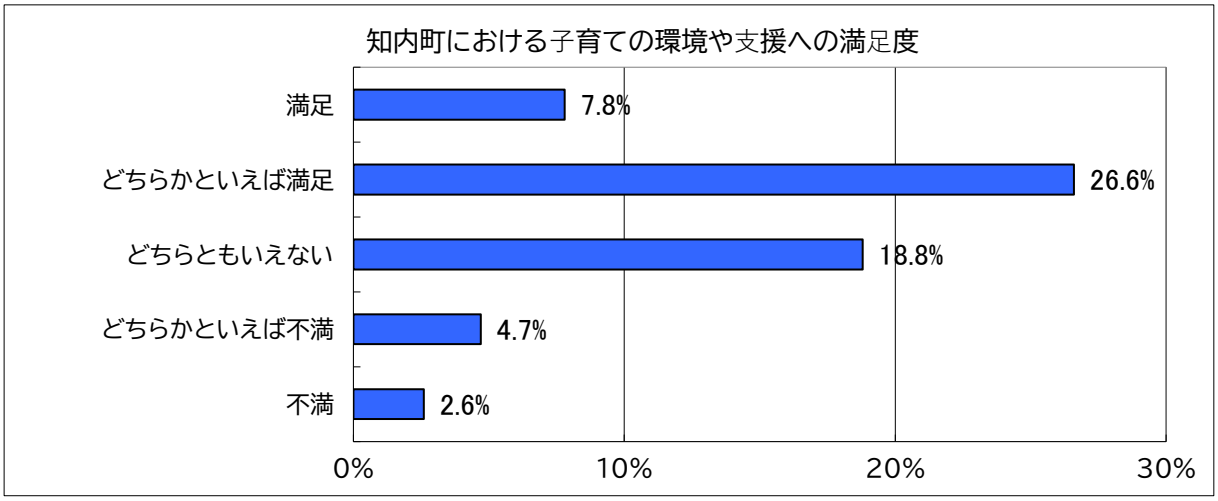

問 37　教育・保育環境の充実など子育て支援に関してご意見はありますか。

アンケートを通して、小児科を中心とした医療機関の充実、子どもの一時預かりサービスの充実が最も多く上がっていました。

また、子どもが食べられる物が多く用意されている飲食店、子どもが遊べる施設の充実も要望として多くありました。

他には、経済的な支援の拡充等の要望があり、いただいた意見については庁内で対応可能を含めて検討していきます。

【小学生】

問 3.　きょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を教えてください。

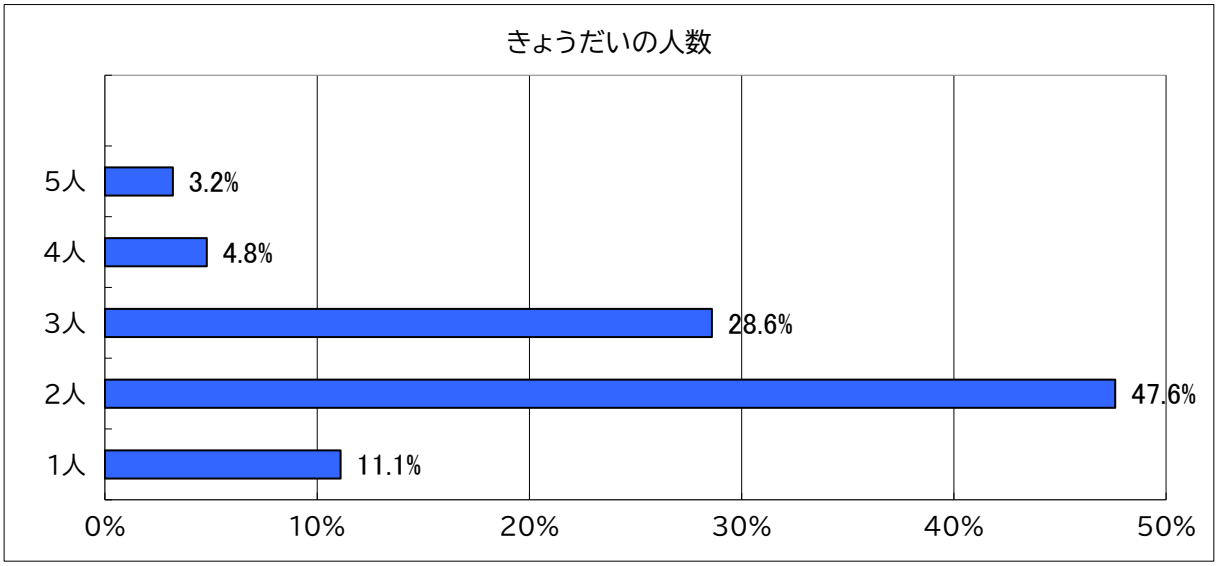

問 5.　ご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。

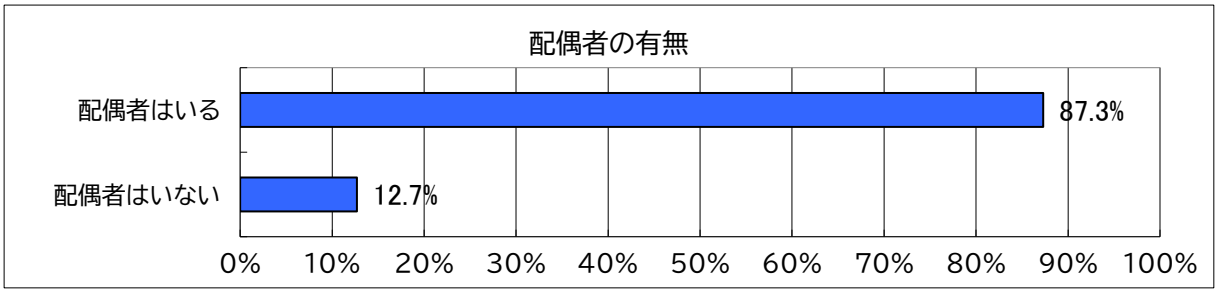

問 7.　日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

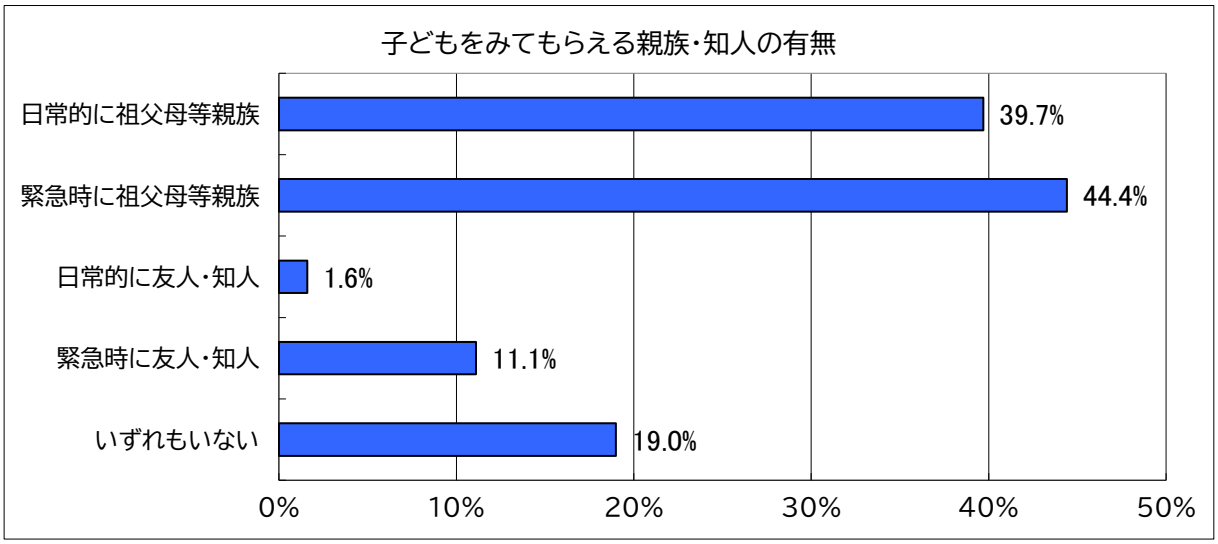

問 7-1.　祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

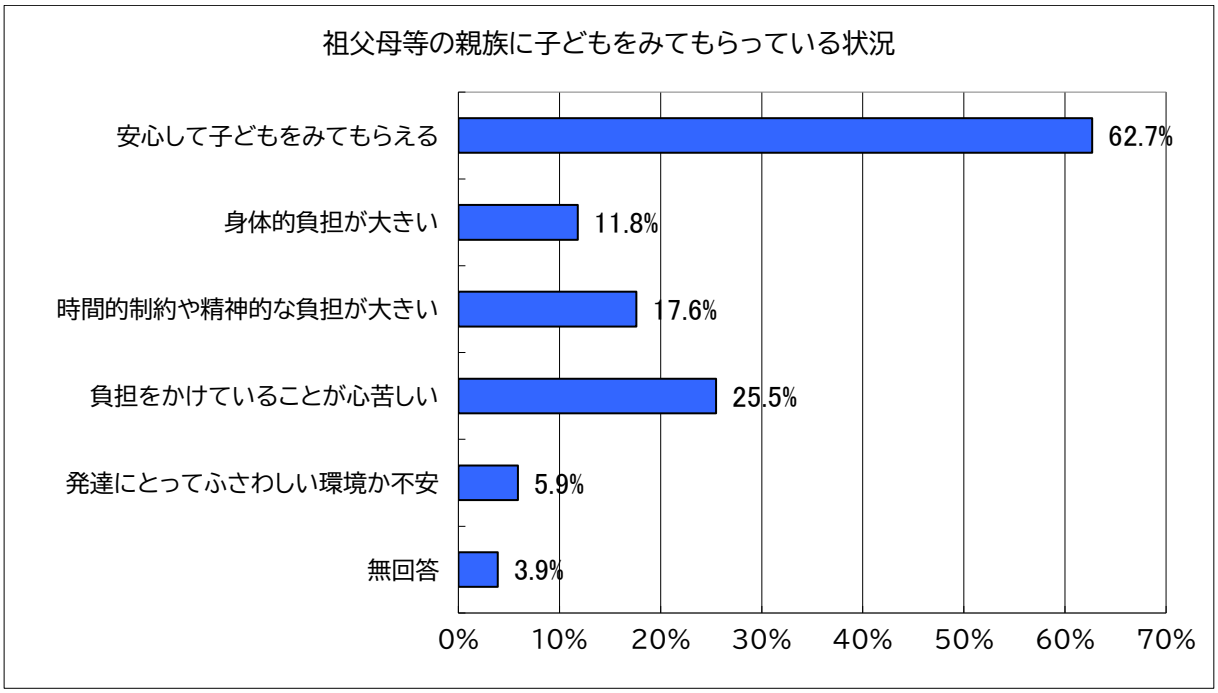

問 8.　お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。

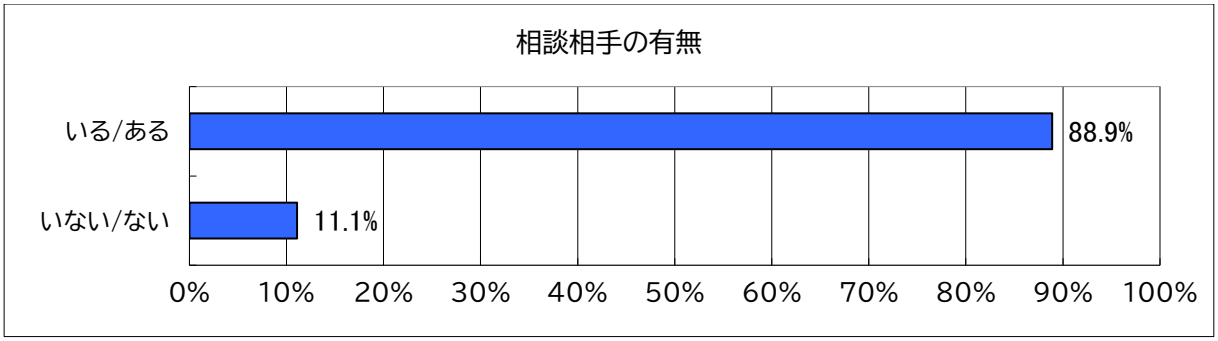

問 8-1.　子育て（教育を含む）に関して気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

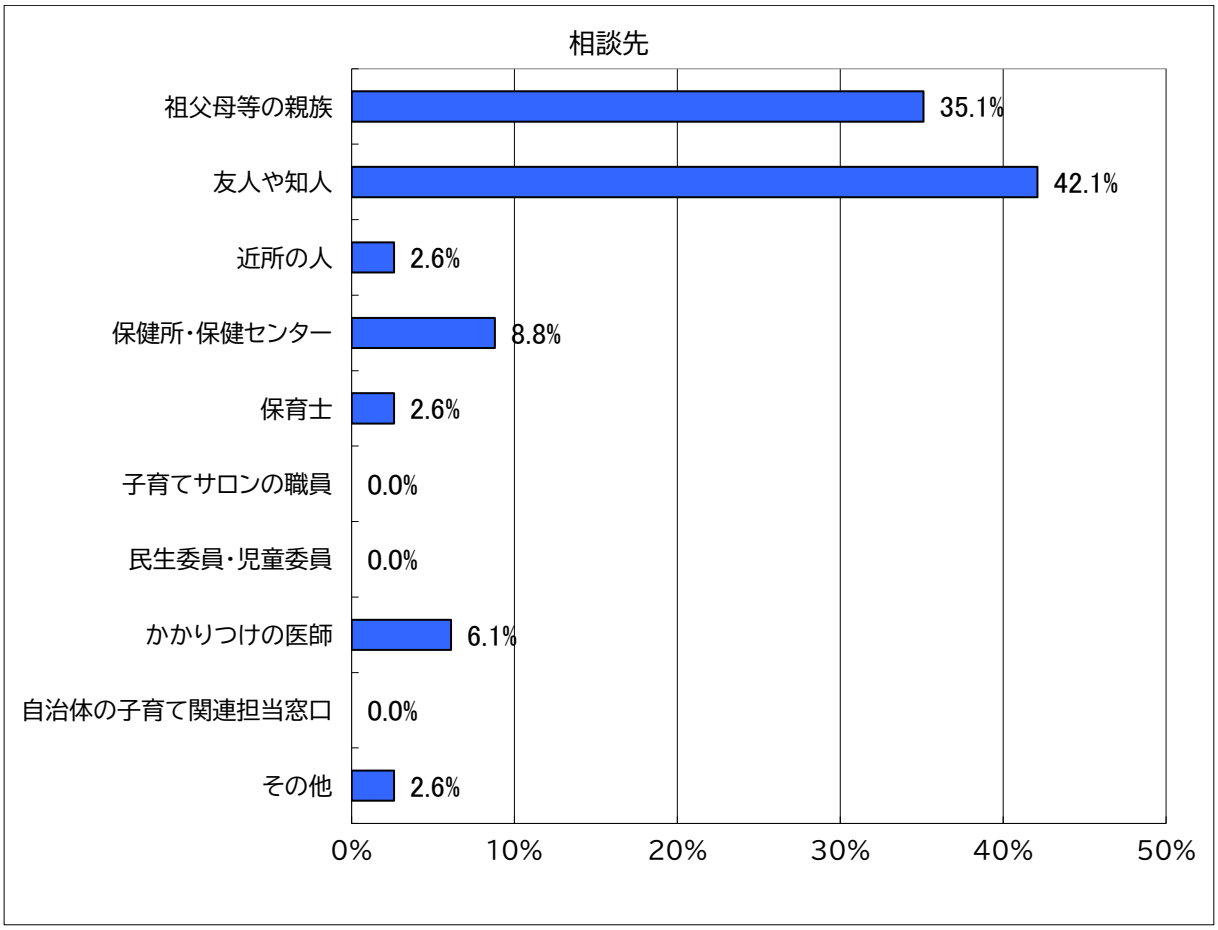

問 9.　子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいですか。

医療機関の充実や、必要時における一時的な預かりサービスの充実が意見として上がっていました。

特に、子どもの病気に関するサポート、サービスの充実等の要望が多くありました。

問 10.　保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

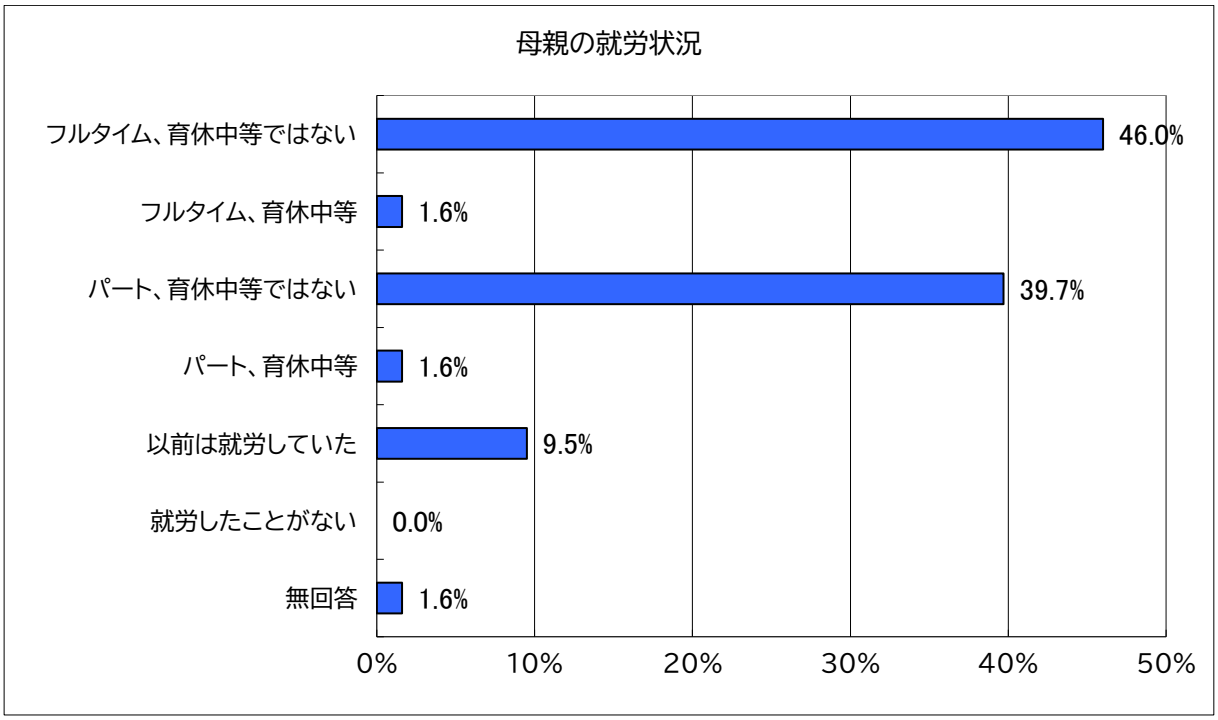

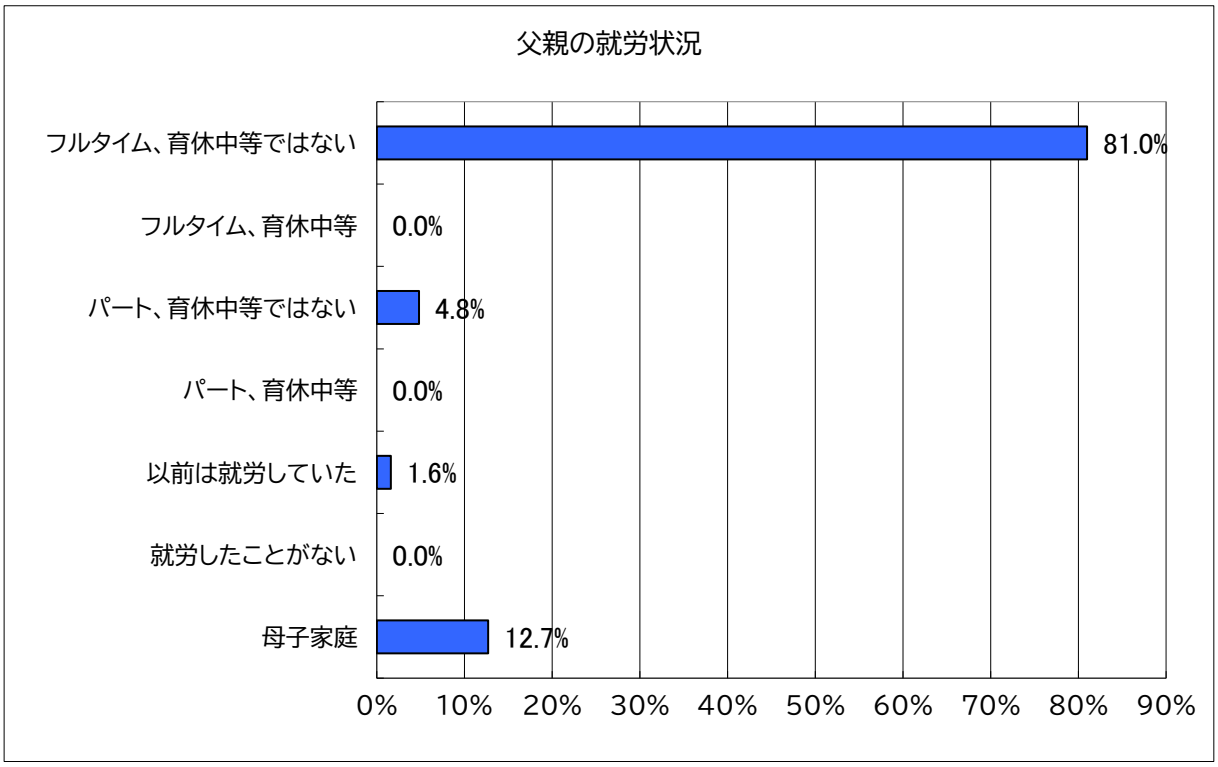

問 14.　子育てに関して、知内町に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいですか。

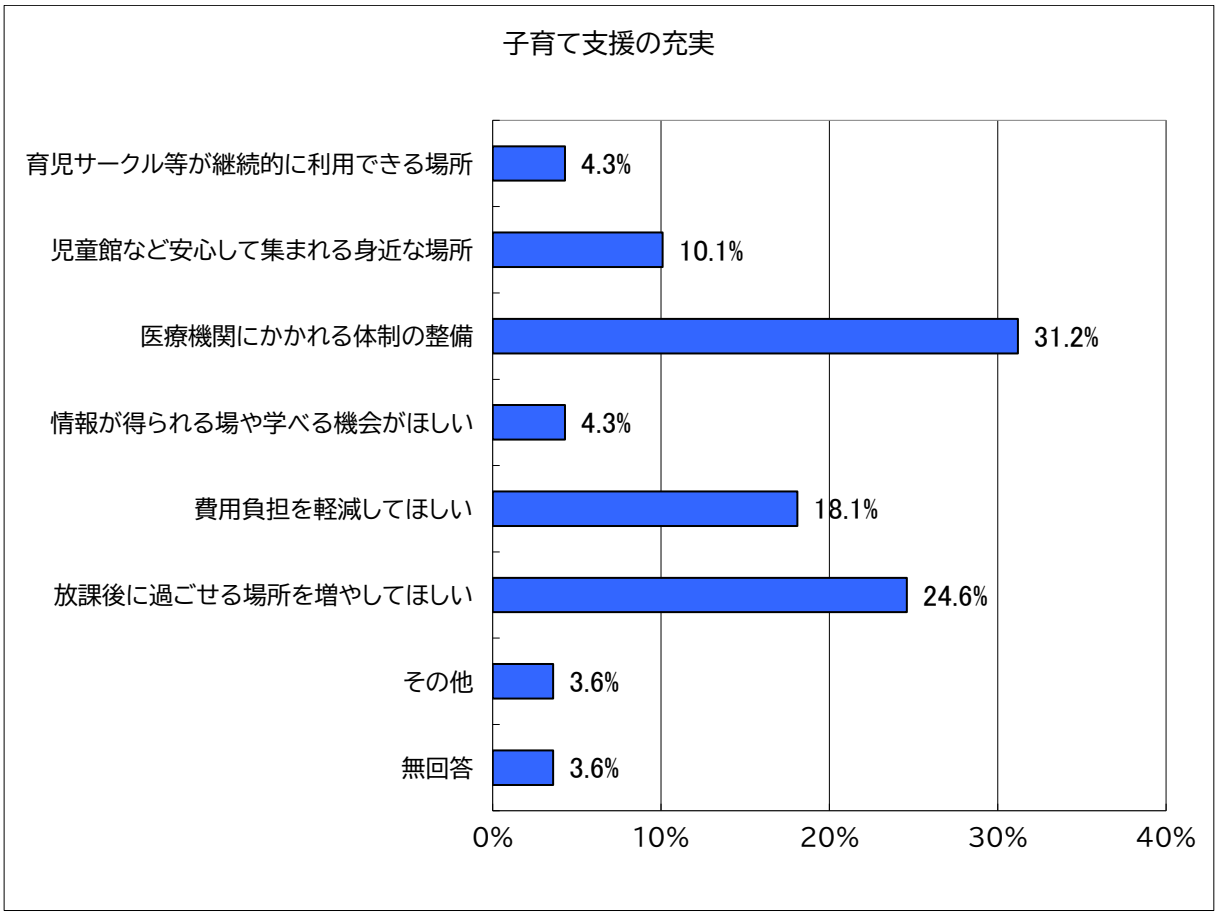

問 15.　この１年間に、お子さんが病気やケガで学校に行けなかった（休んだ）ことはありますか。

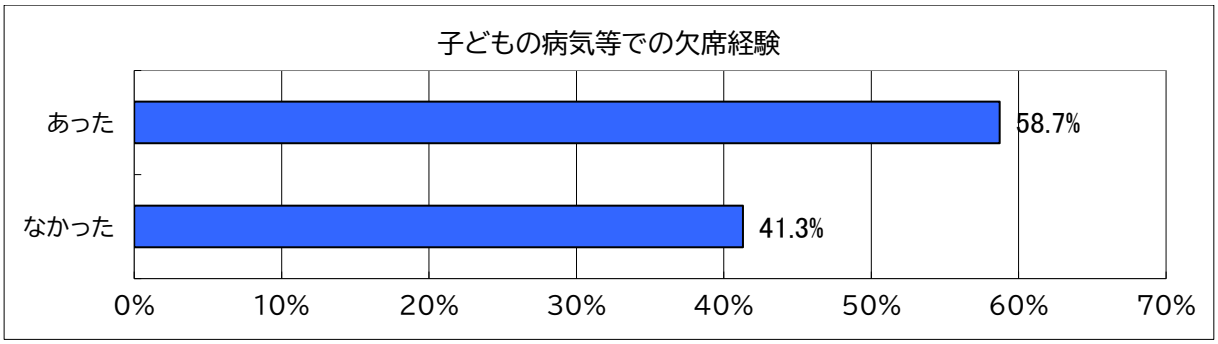

問 15-1.　お子さんが病気やけがで学校に行けなかった場合に、この１年間に行った対処方法はありますか。（町内にない事業も記載しています）。

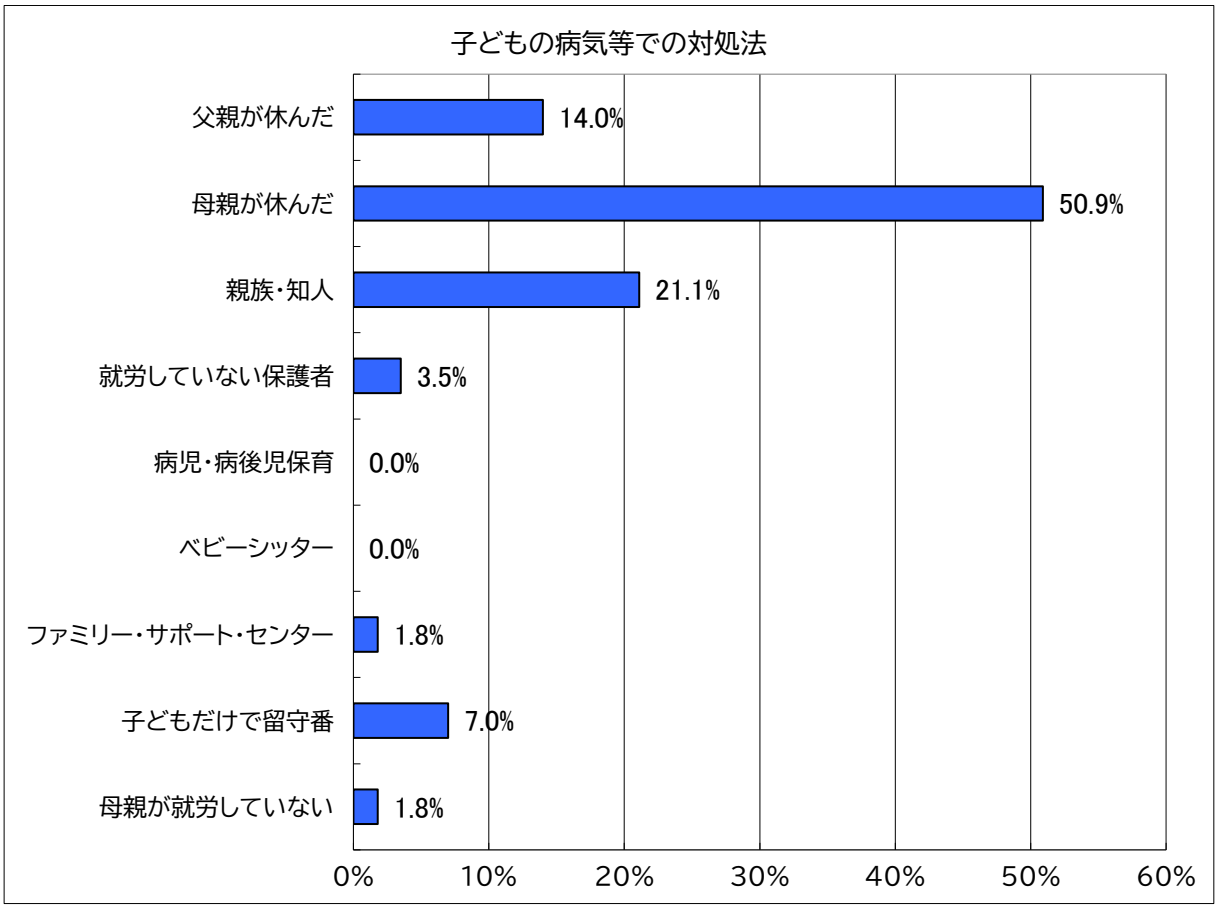

問 15-2.　問 15-1 で「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

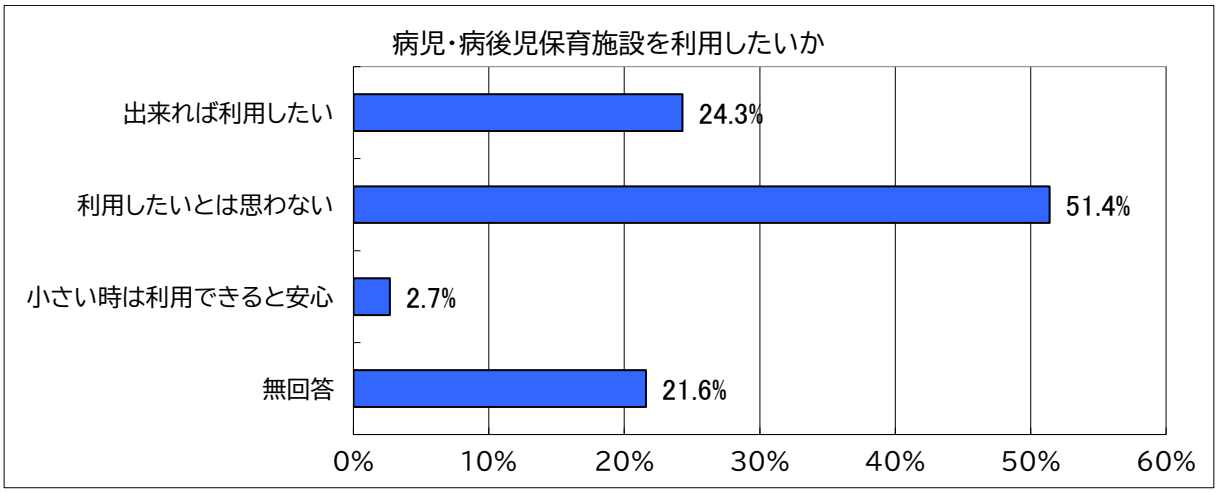

問 15-3.　問 15-2 で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方で、子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。

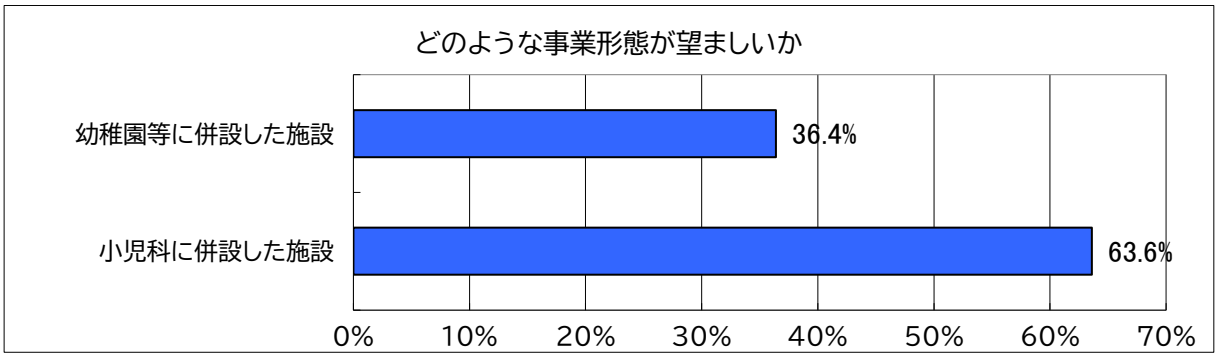

問 15-4.　問 15-2 で「利用したいとは思わない」と回答した方で、その理由は何ですか。

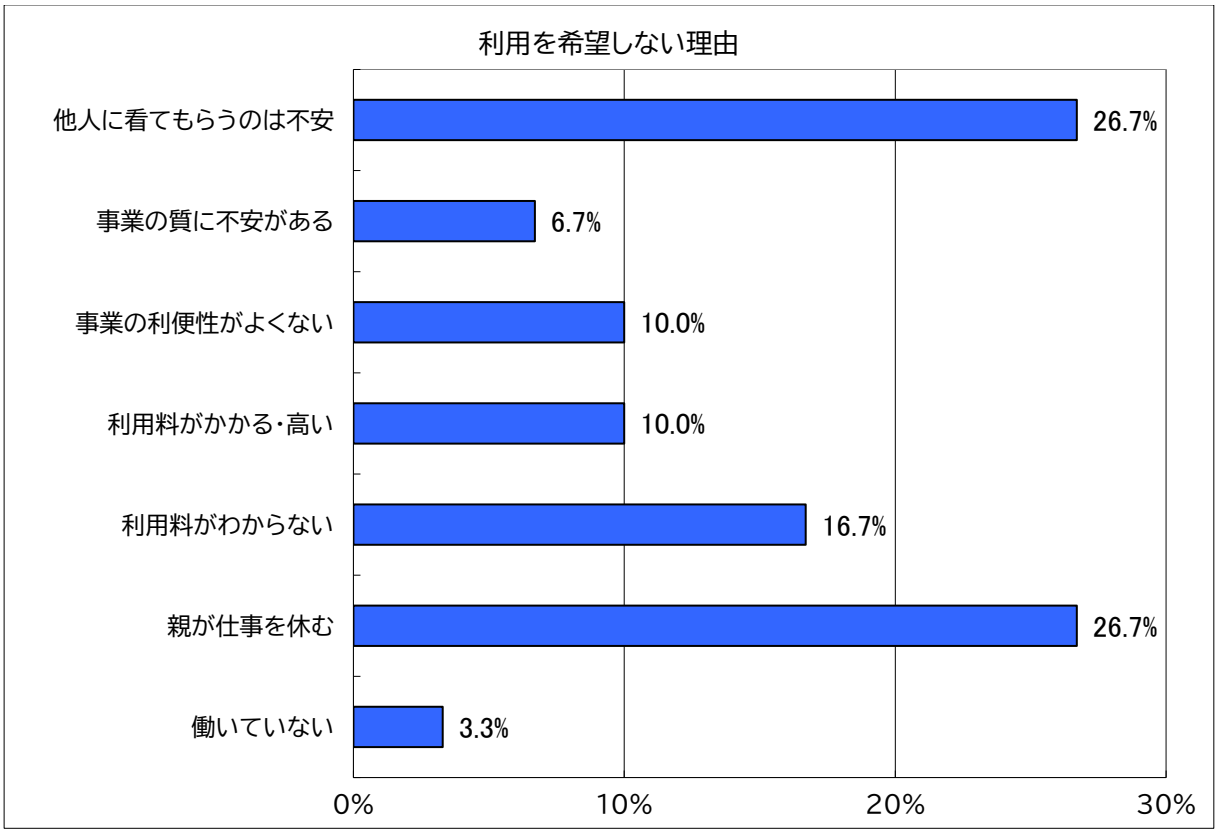

問 15-5.　問 15-1 で「父親が休んだ」「母親が休んだ」以外を回答した方で、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。

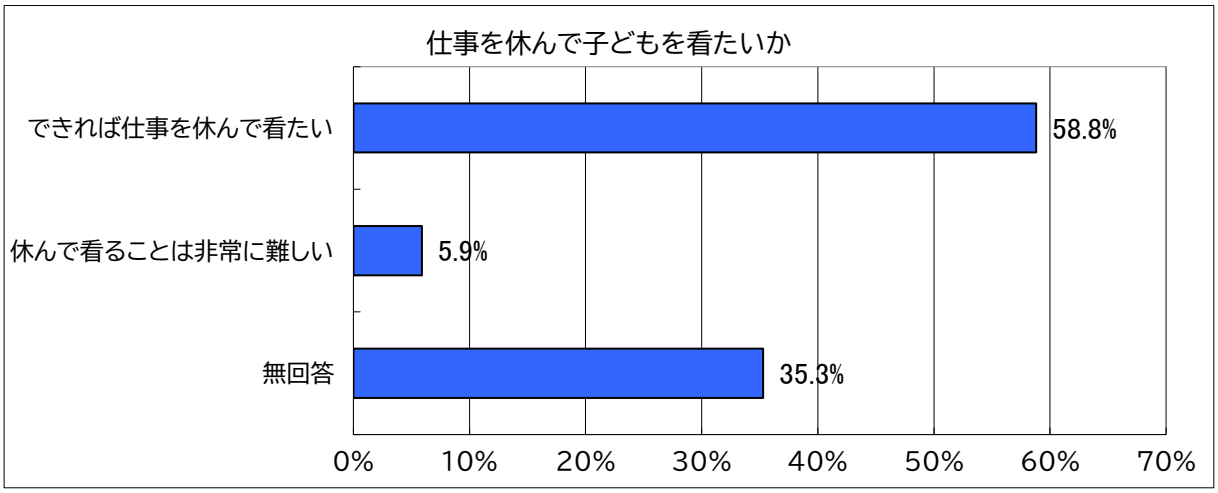

問 16.　放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

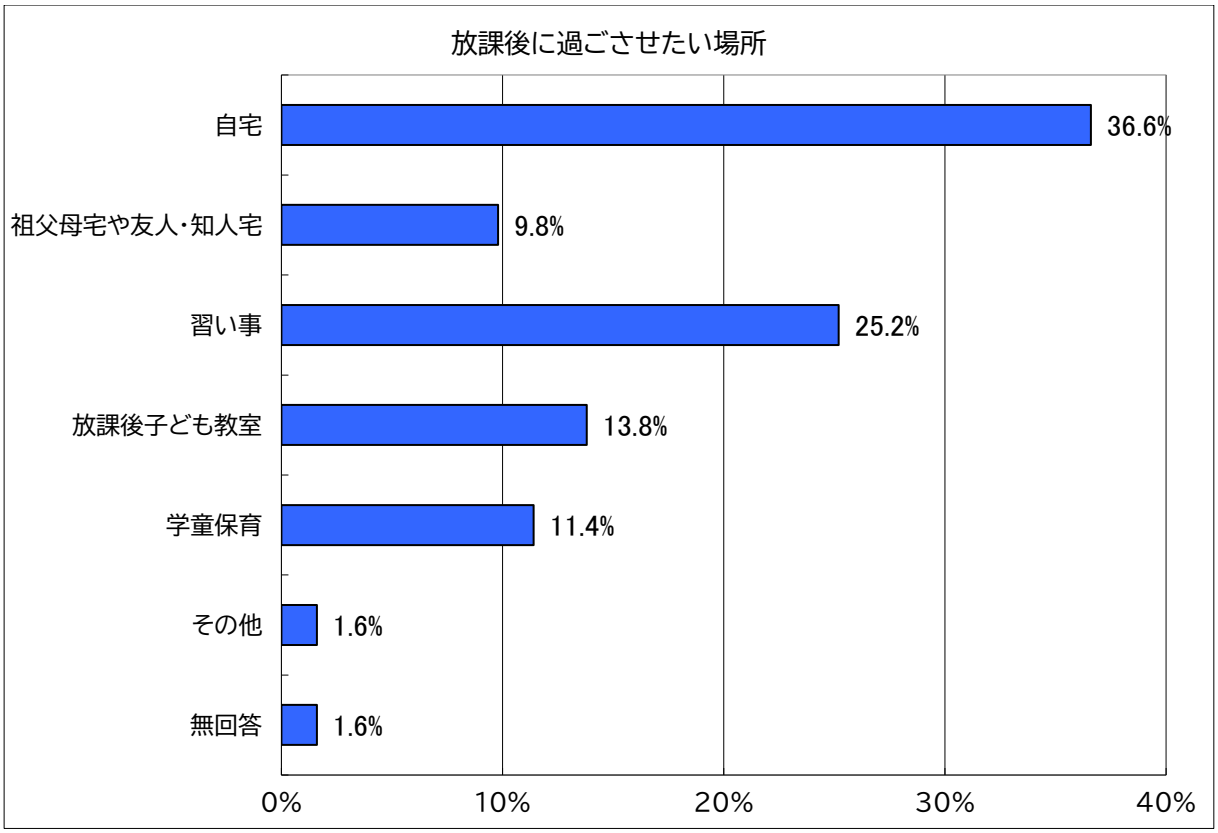

問 17-1.　問 16「学童保育」に回答した方で、お子さんについて、土曜日に学童保育の利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。

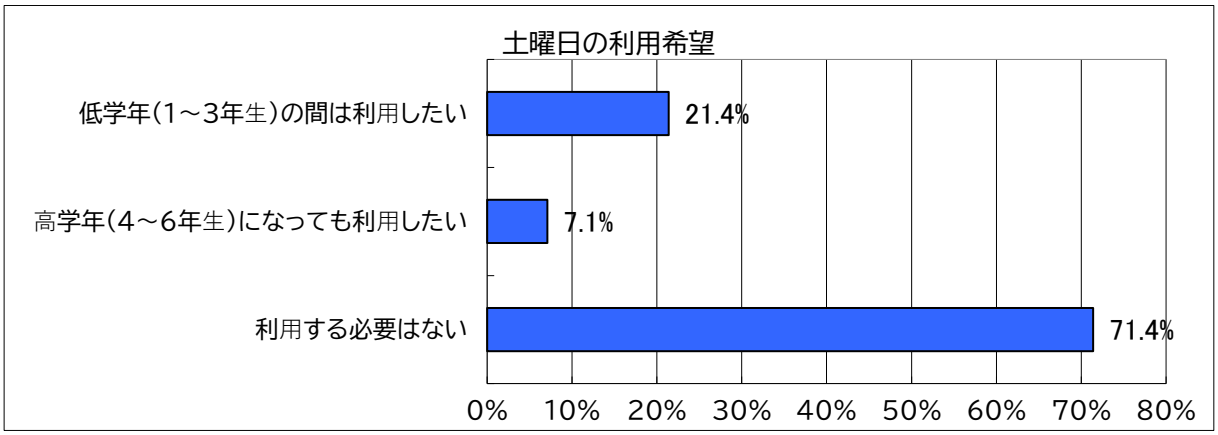

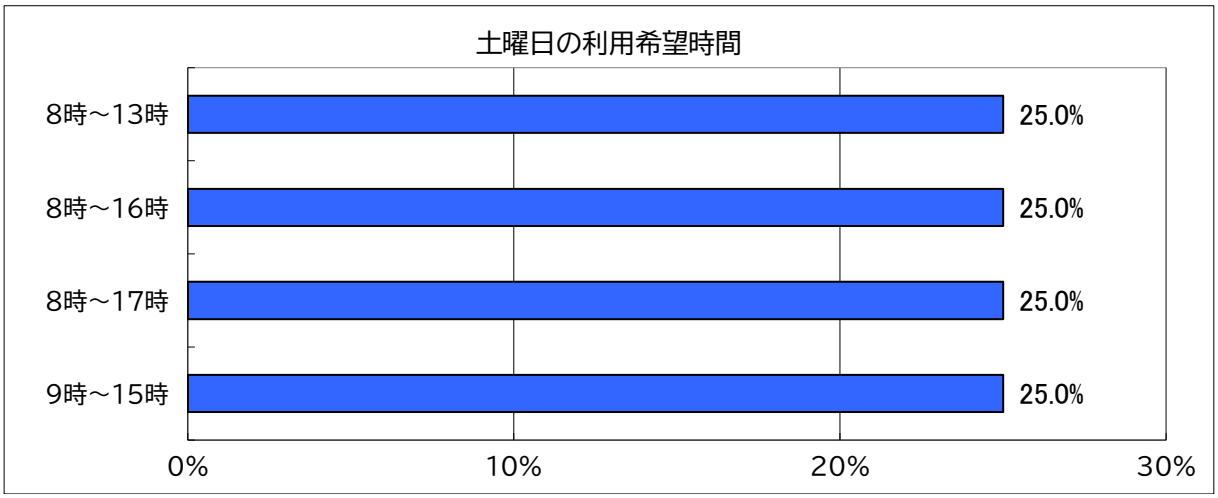

問 17-2.　問 16「学童保育」に回答した方で、お子さんについて、日曜・祝日に学童保育の利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。

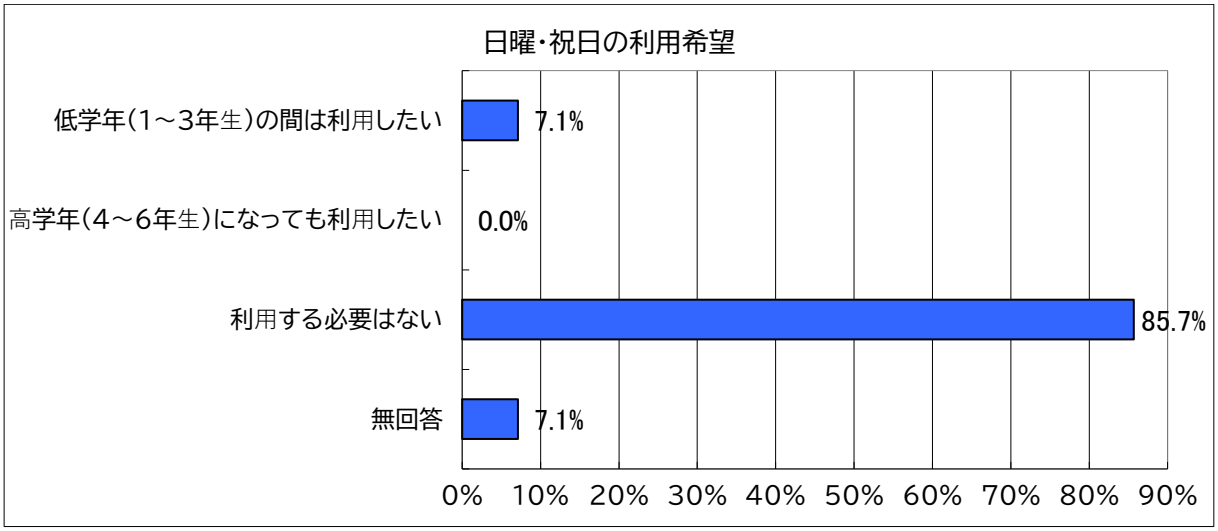

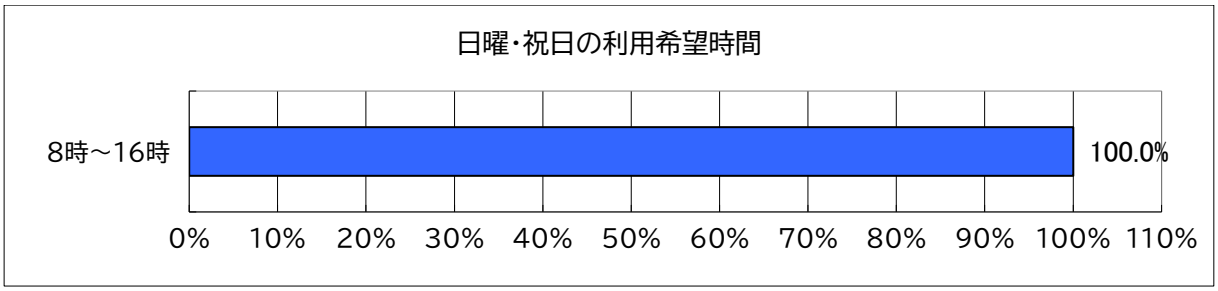

問 18.　お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の学童保育の利用希望はありますか。

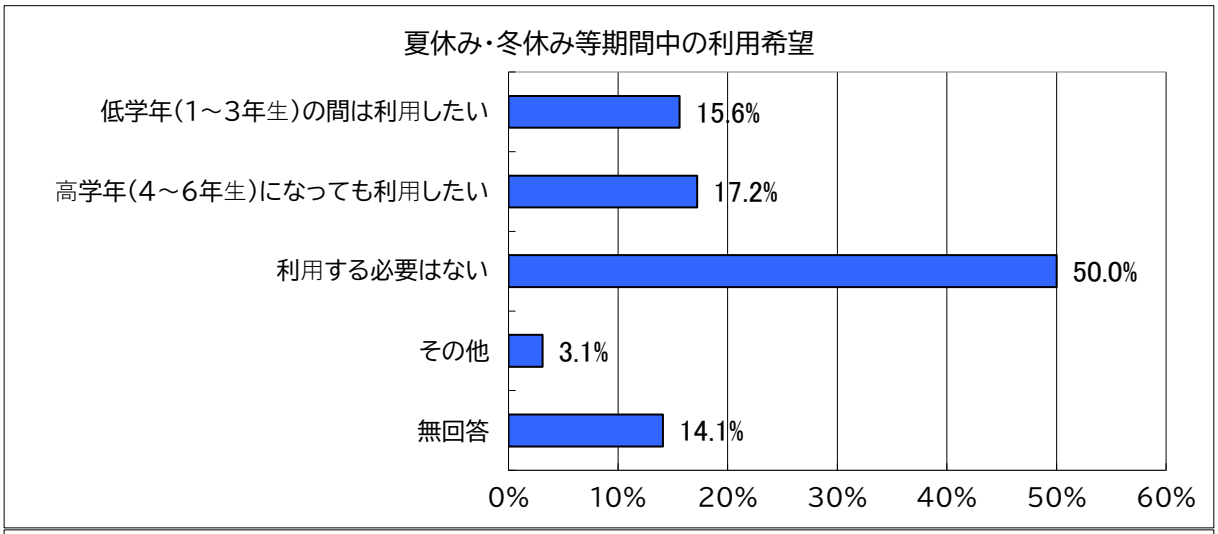

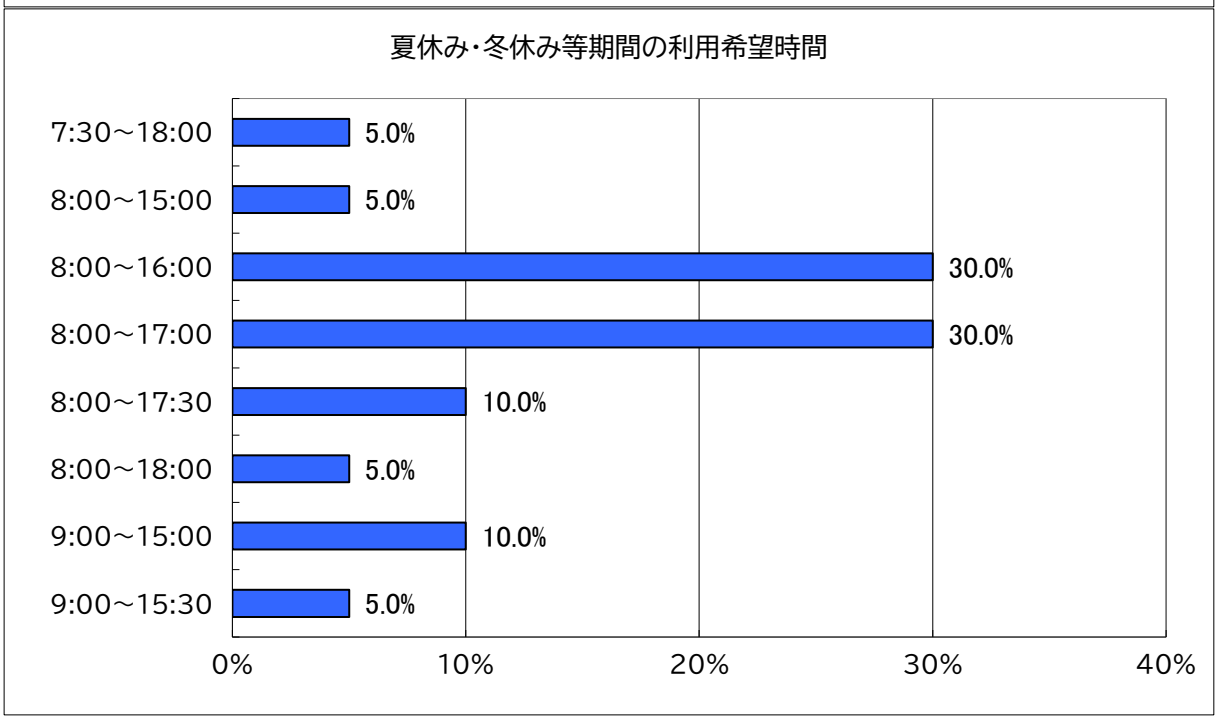

問 20.　子育てをする上でどのような不安や悩みを持っていますか。

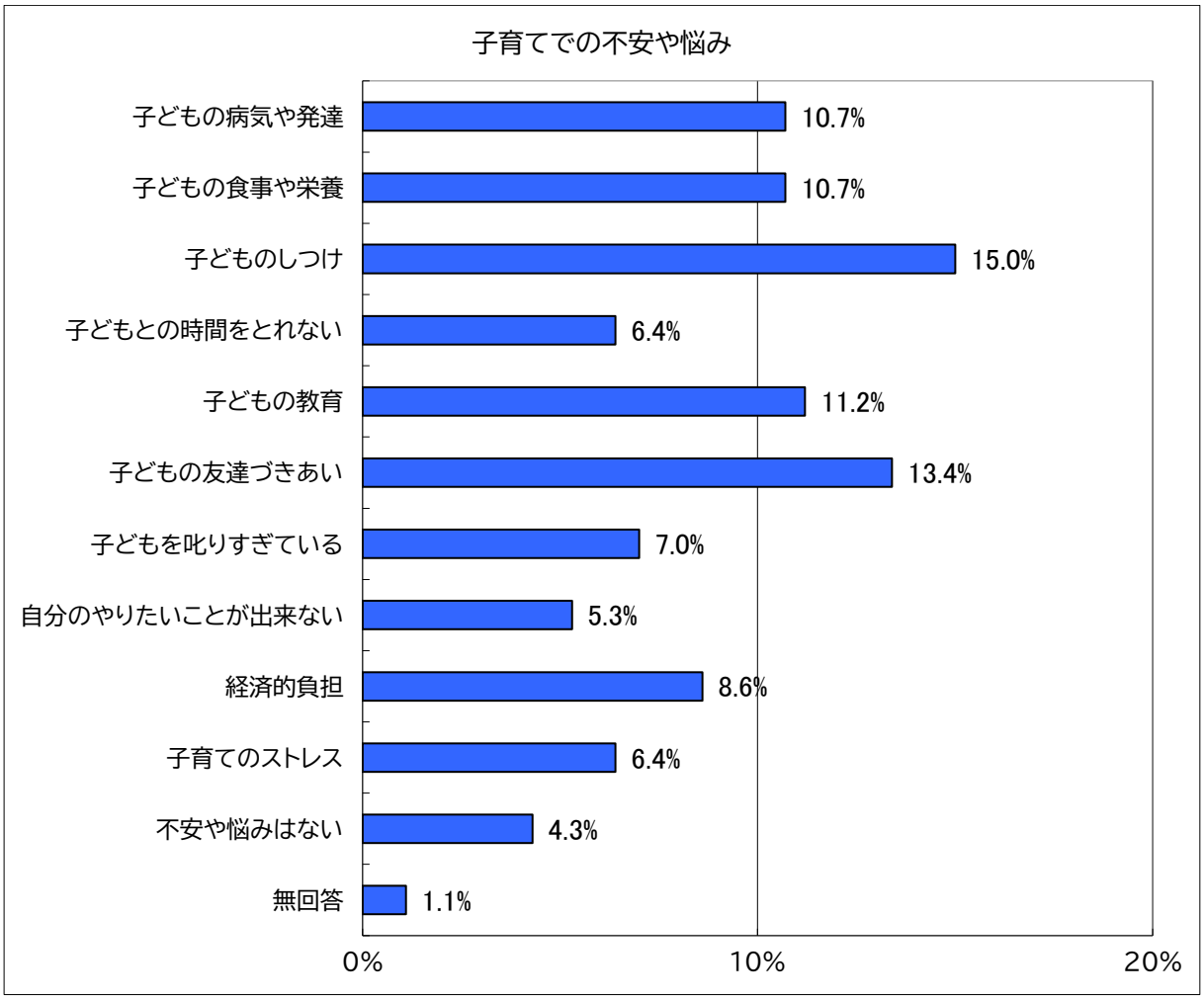

問 23.　子育てのために特に充実してほしいことは何ですか。

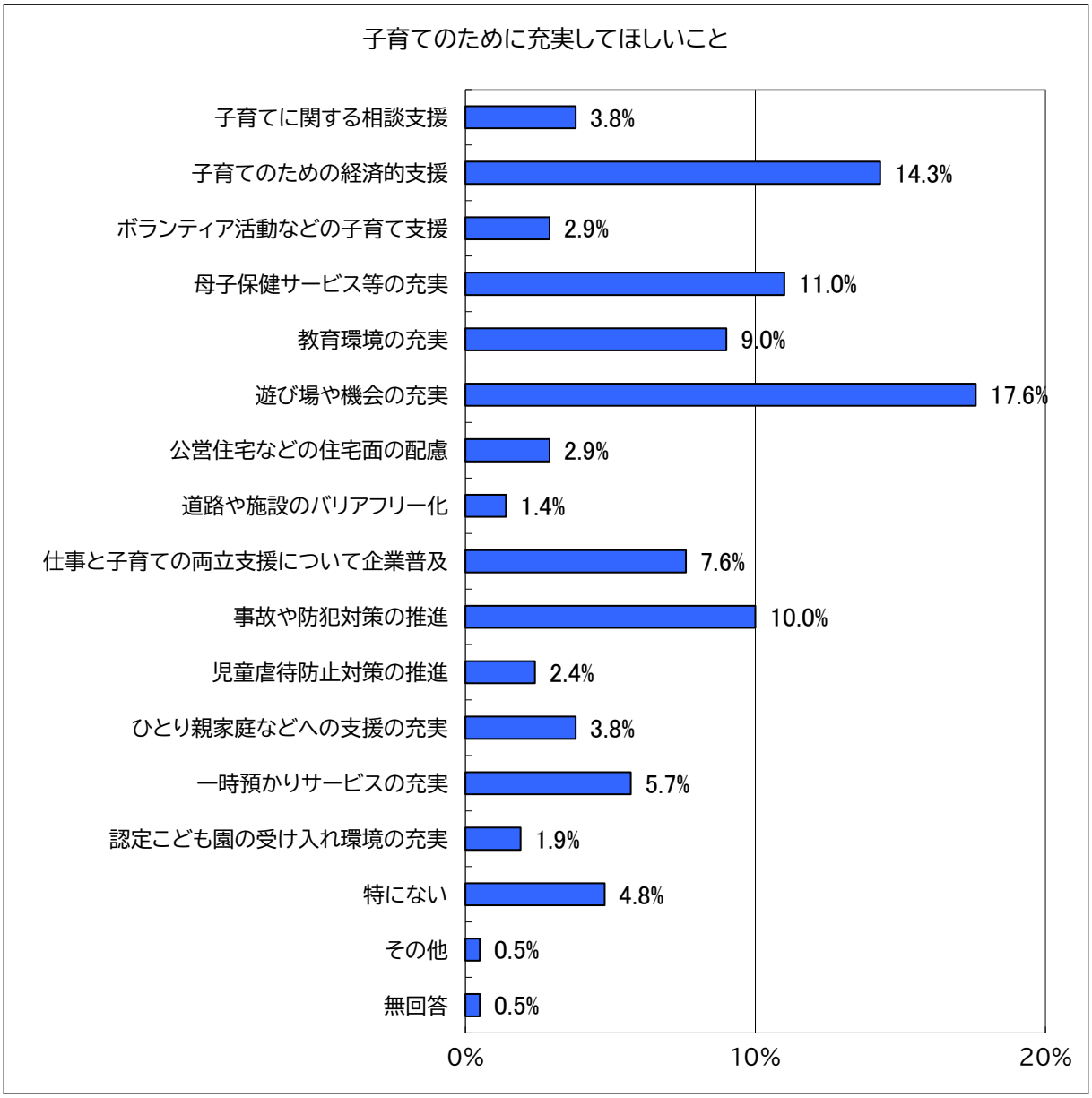

問 24.　子育てを応援する事業として、あれば利用したいものはありますか。

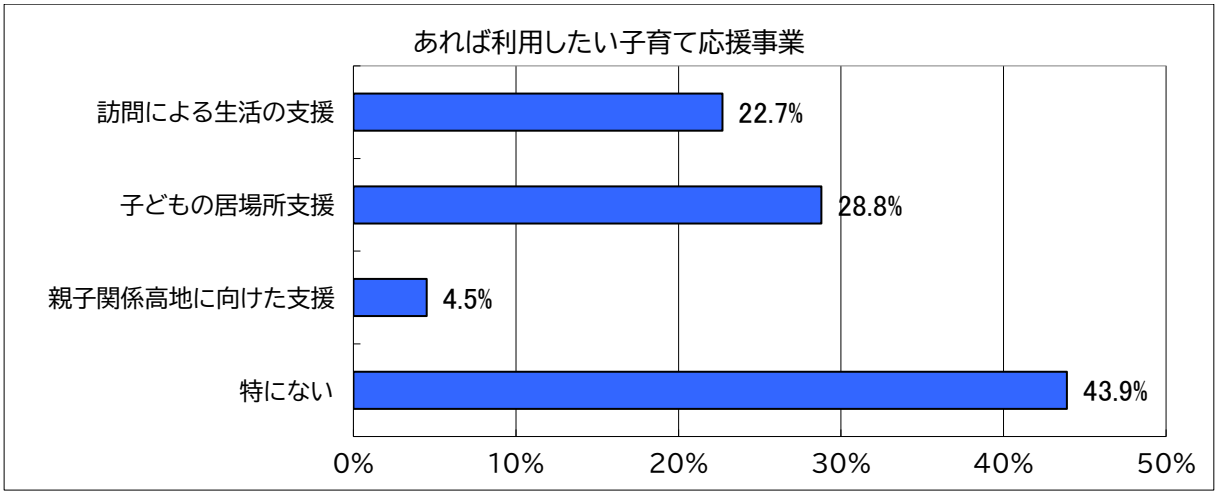

問 26.　知内町における子育ての環境や支援への満足度についてお聞きします。

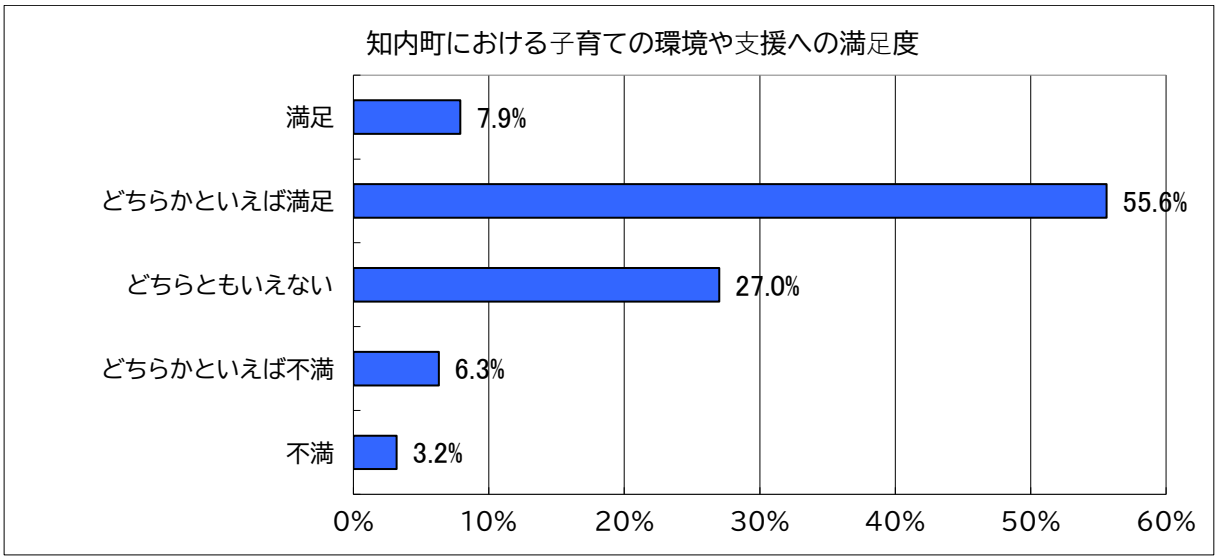

問 27.　ヤングケアラーについて知っていますか。

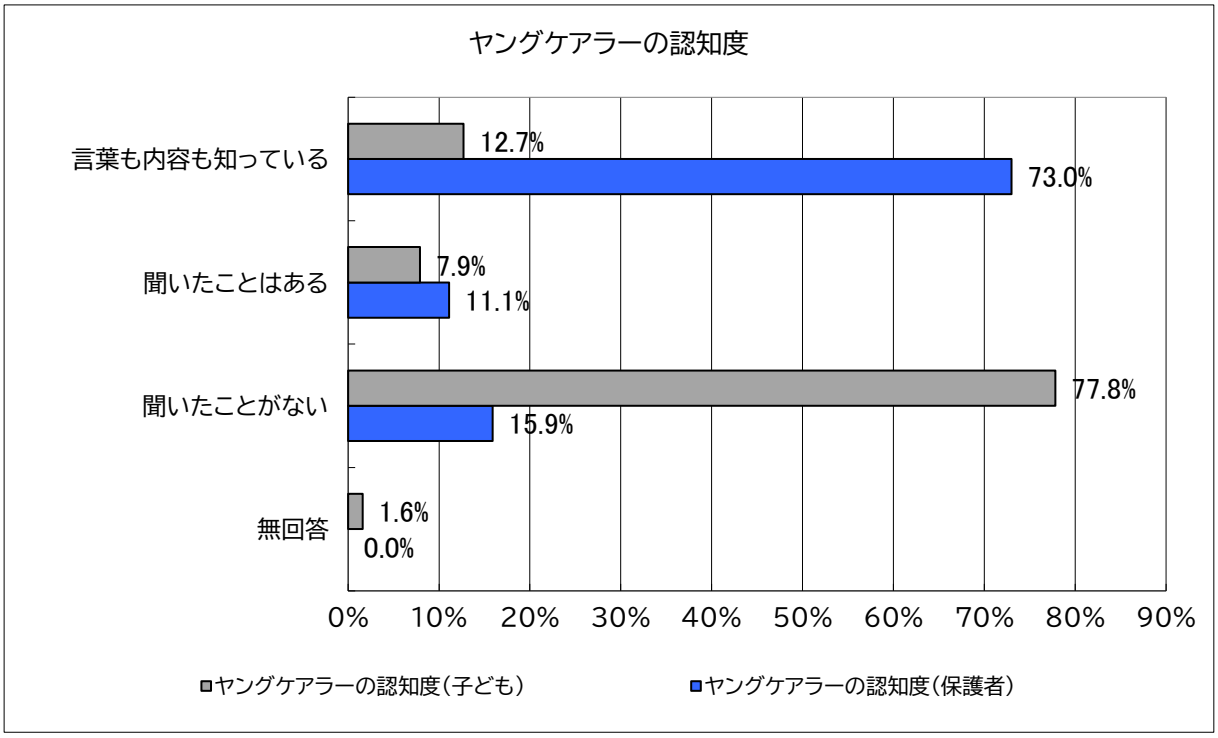

問 28.　公園などの遊び場は充実していると思いますか。

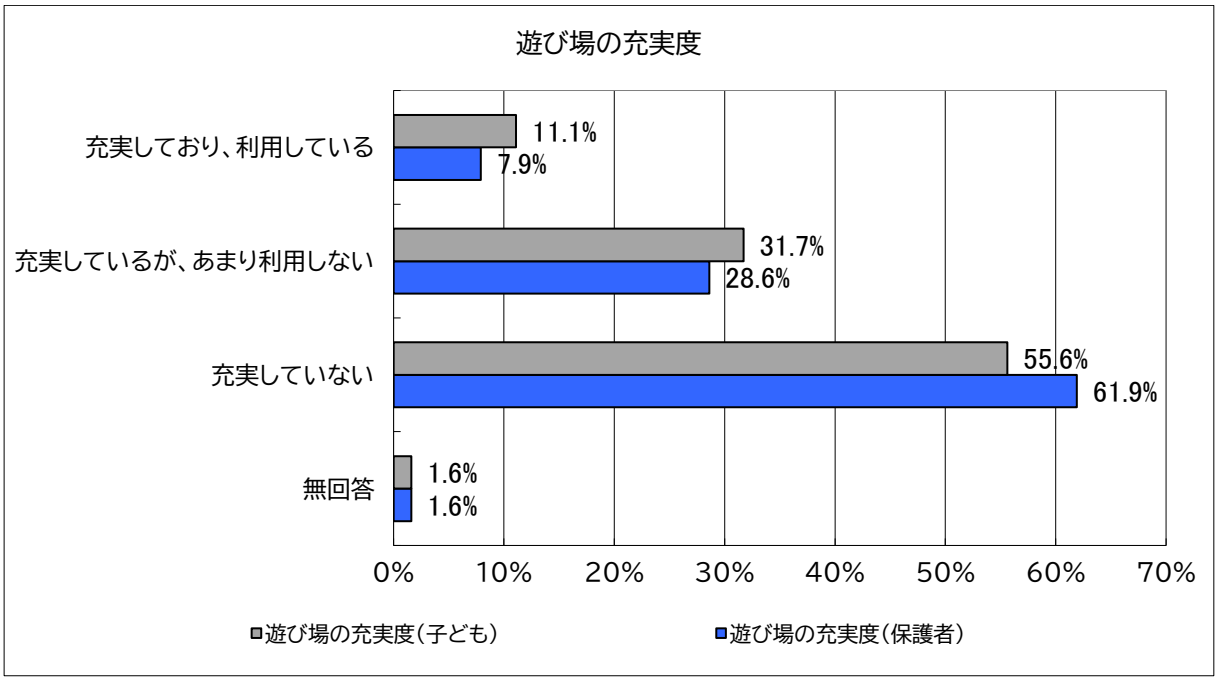

問 28-1.　「充実していない」と回答した方で、どのような場所や遊び場があれば放課後や休日にも利用したいと思えますか。（保護者）

公園など屋外で遊べる施設や遊具が充実した屋内施設の設置要望が多く寄せられ、中学生や高校生でも楽しめるような施設が欲しい意見というもありました。

特に、公園の数が少ないので増やしてほしいという意見が多く、庁内でも協議していく必要性があると考えられます。

問 28-1.　「充実していない」と回答した方で、どのような場所や遊び場があれば放課後や休日にも利用したいと思えますか。（子ども）

近くに設置された遊具が充実している公園、遊具の充実した屋内施設の設置要望がありました。

特に、自宅の近くに遊べる施設が欲しいという意見が多く見受けられました。

問 29.　教育・保育環境の充実など子育て支援に関してご意見はありますか。

子どもの遊び場の充実、経済的な支援、医療機関の充実等が要望として多く寄せられていました。

本調査では、数多くのご意見をいただき、子育て世帯の皆様の意見や要望を聞いて、町の提供体制として何が不足しているのか、どのように考えているのかを気軽に相談できる体制がとても大切であることがわかりました。

今回の調査結果を受け、子育て世帯の皆様が住みやすいと思えるような町づくりに努めていきます。

○知内町子ども・子育て会議条例

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、知内町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）
第２条　会議は、委員17人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。
（1）　法第６条第２項に規定する保護者
（2）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
（3）　教育に関し学識経験のある者
（4）　法第７条第４項に規定する教育・保育施設を運営する法人の代表者又は当該施設の長
（5）　前各号に定めるもののほか、町長が適当と認める者

（委員の任期）
第３条　会議の委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）
第４条　会議に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
３　委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）
第５条　会議は、委員長が招集し、議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）
第６条　会議の庶務は、生活福祉課において処理する。

（委員長への委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則
（施行期日）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年条例第23号）
この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

知内町子ども・子育て会議委員会名簿

委嘱期間：2 年（令和 8 年 3 月 31 日まで）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

会議役職	所属・団体名	団体役職	氏名	備考
委員長	知内町校長会	会長	柳澤　満	
副委員長	知内町白ゆりの会（母子・寡婦）	会長	小林　敬子	
委員	しりうち認定こども園	園長	多田　渉	
委員	しりうち認定こども園	保護者会長	工藤　智毅	
委員	知内町ＰＴＡ 連合会	会長	小林　真一	
委員	知内町特別支援教育協議会	会長	佐藤　雅士	
委員	知内町社会教育委員の会	委員長	佐藤　曉樹	
委員	知内町民生委員協議会	主任児童委員	柴田　美由紀	
委員	知内町子ども会育成連絡協議会	会長	成澤　智美	
委員	知内町民生委員協議会	会長	島田　良行	
委員	知内町教育委員	職務代理者	岡田　敬司	

＜事務局＞

会議役職	所属・団体名	団体役職	氏名	備考
事務局長	知内生活福祉課	課長	笠松　さおり	
事務局次長	知内生活福祉課	課長補佐	石田　由美子	
事務局次長	知内町教育委員会	事務局長	長谷川　将之	
事務局次長	知内町教育委員会	事務局長補佐	筒井　俊介	
事務局員	知内町教育委員会社会教育係	係長	堂前　哲也	
事務局員	知内町教育委員会学校教育係	主査	帰山　亮一	
事務局員	知内生活福祉課健康推進係	係長	佐藤　書子	保健師
事務局員	知内生活福祉課健康推進係	主査	澤田　裕美	保健師
事務局員	知内生活福祉課福祉医療係	係長	島野　右蘭	